

第3期吉野町 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
吉野町

はじめに



吉野町では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年3月に「第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後、5ヵ年にわたり、各施策に設定した目標の実現に向けた取組を着実に実行するとともに、これまで積み重ねてきた幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図る取組と連携した義務教育9年間の連続性のある小中一貫教育校の開校とその実践が本格化するなど、将来を見据えた本町教育改革の取組を計画的に進めてきました。

この間、国においては、子どもに関する施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。同法においては、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映などについて定められており、全ての子どもがひとしくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現が期待されています。

このたび、第2期計画の終了にあたり、改めて子育てをする保護者をはじめ、多くの町民の皆様からお寄せいただいた様々なお意見を反映した第3期となる計画を策定しました。

令和7年度から5ヵ年の第3期計画においては、これまで積み重ねてきた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のさらなる充実を図るとともに、第1期、第2期の基本的理念、『子育てをみんなで支え合い、豊かな自然に笑顔あふれるまち 吉野』を継承しつつ、すべての子どもが幸せな状態（ウェルビーイング）を実現し、このまちに暮らす人々が、「吉野町の子育て支援は、日本一」と誇っていただけるよう、今後も計画の実行性と進捗の検証を重視し、各施策に設定した目標の実現に向けた取組を着実に実行してまいります。

最後に今回の計画策定にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただいた保護者並びに町民の皆様、そして「吉野町子ども・子育て会議」委員の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、今後とも吉野町の子育て支援環境の向上により一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

吉野町長 **中井 章太**

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向	4
第2章 子育てを取り巻く状況	
1. 人口・世帯等の状況	6
2. 就労の状況	10
3. 教育・保育等の状況	12
4. ニーズ調査結果の概要	14
5. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	28
2. 基本的な視点	29
3. 基本目標	30
4. 施策の体系	32
第4章 施策の展開	
1. 子どもと保護者の確かな成長の支援	34
2. 地域における子育ての支援	48
3. 安心して子育てできる環境の整備	61
第5章 計画の目標値等	
1. 教育・保育提供区域の設定	66
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	66
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	69
4. 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策	79
第6章 計画の推進	
1. 推進体制の充実	80
2. 計画の点検・評価に向けて	81
資料編	
・吉野町子ども・子育て会議条例	82
・吉野町子ども・子育て会議運営要綱	83
・吉野町子ども・子育て会議傍聴要領	84
・吉野町子ども・子育て会議委員名簿	85
・吉野町子ども・子育て会議事務局名簿	85
・第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画策定の経過	86

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

令和4年の全国の合計特殊出生率^{※1}は1.26であり、奈良県はそれを下回る1.25となっています。急速な少子化の進行によって社会・経済構造が変化するとともに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、子育てをめぐる環境も大きく変化しています。

このような環境の変化に対応するため、国では平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が制定されました。この関連3法に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

吉野町においても、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には「第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、吉野町の実情に応じた多様な子育て支援施策を推進してきました。

その後、国で令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が目指されています。また、こども基本法の制定に伴い、こども政策を総合的に推進するため、施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を定めました。この大綱は、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化したもので、従来の3つの大綱が1つになることから、国では統一性のある大綱の下でこれまで以上に総合的かつ一体的にこども施策が推進されています。

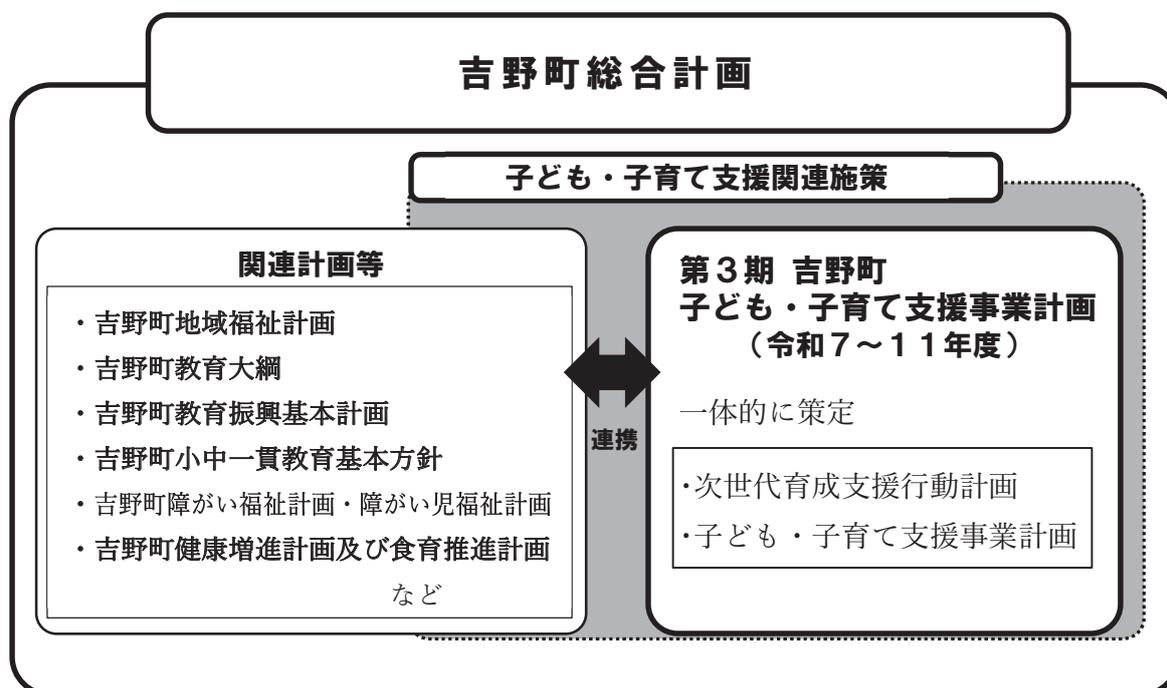
そして、令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、希望する誰もが結婚し、こどもを持ち、安心して子育てできる社会と、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策の着実な実行が目指されています。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入されることになりました。

このような背景の中で、第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、町民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、吉野町の現状と課題を分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」の考え方等を継承して、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものであり、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や「吉野町子ども・子育て会議」などによる町民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援事業計画に係る指針を踏まえるとともに、「吉野町総合計画」をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り策定しています。
- (6) この計画は、吉野町の小中一貫教育の導入を定めた「吉野町小中一貫教育基本方針」とも整合性を図っています。



3. 計画の期間

この計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和									
和暦	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画									
						第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画				
								中間年 見直し		

4. 計画の対象

この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、吉野町の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

5. 子ども・子育て支援制度をめぐる動向

基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本指針の概要】

○ **家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加**

基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

○ **こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加**

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

○ **こどもの権利擁護に関する事項の追加**

都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

○ **妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加**

子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

○ **児童発達支援センター等に関する事項等の追加**

児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

○ **乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加**

子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。

○ **経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加**

子ども・子育て支援法等改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針への位置付け等を行う。

○ **産後ケアに関する事業の追加**

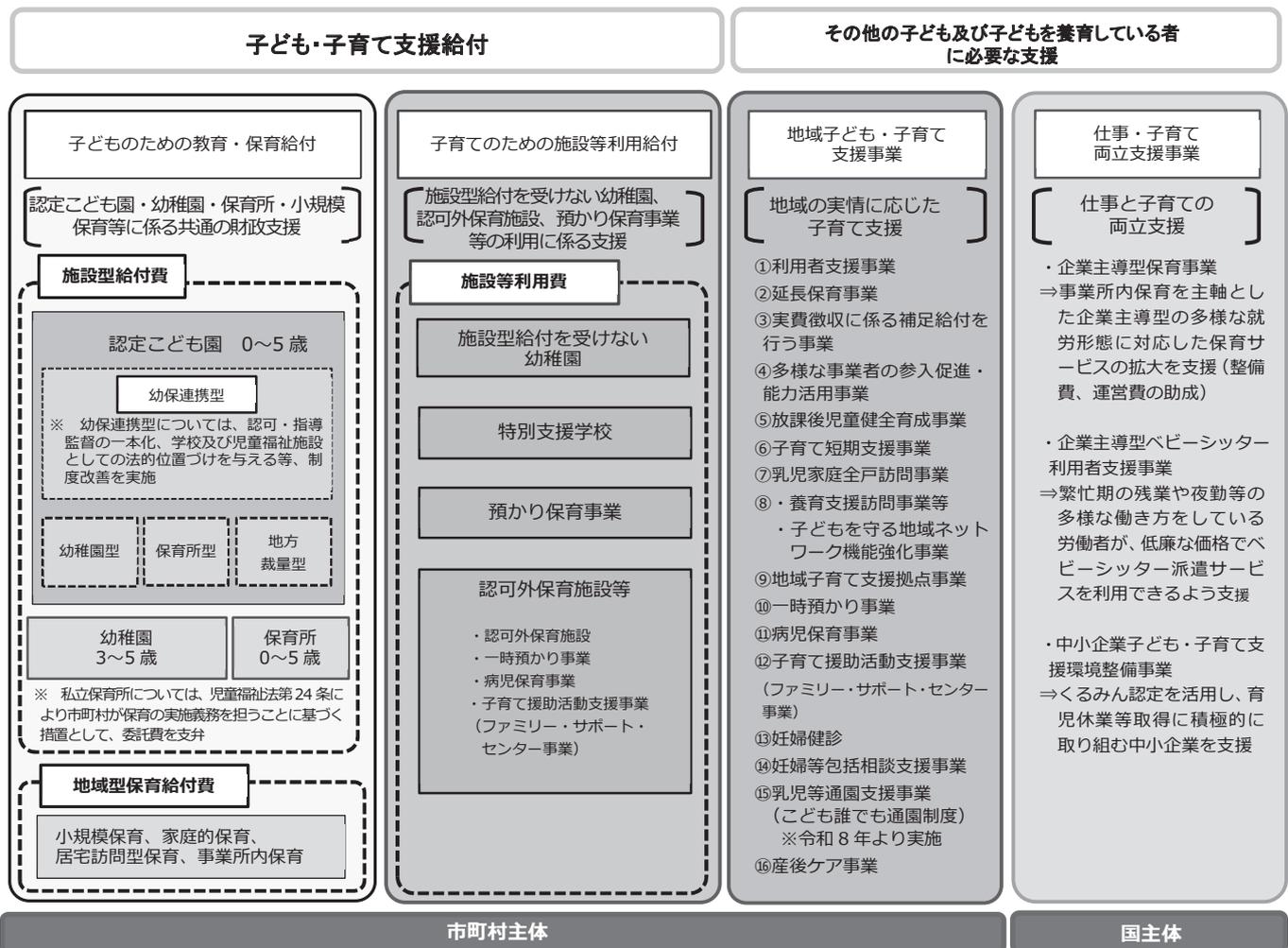
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

■子ども・子育て支援制度の全体像

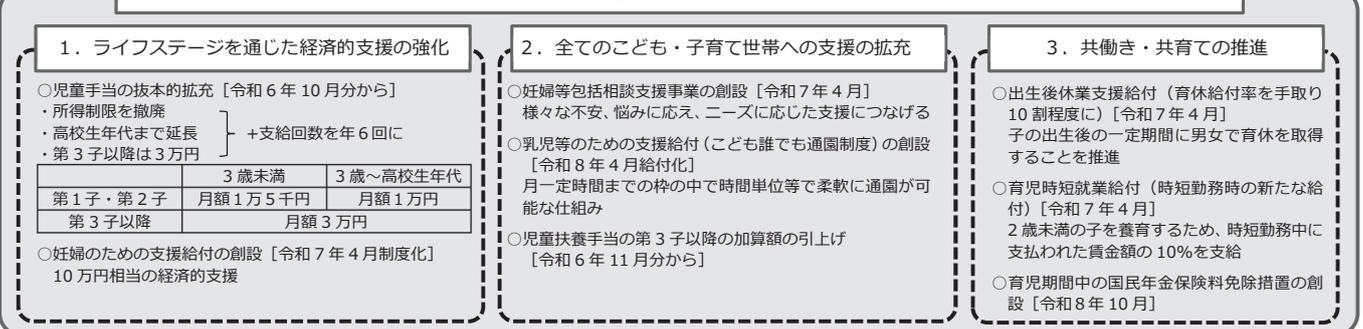
子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されており、令和5年12月に成立した「こども未来戦略」に基づいて給付等の拡充が行われました。

また、地域子ども・子育て支援事業の法定13事業は、第3期計画において法改正により新規の3事業が追加され、各市町村が地域の実情に応じて推進することとされています。（子ども・子育て支援法第59条）

図表 制度における給付・事業の全体像



こども未来戦略（加速化プラン）に基づく給付等の拡充

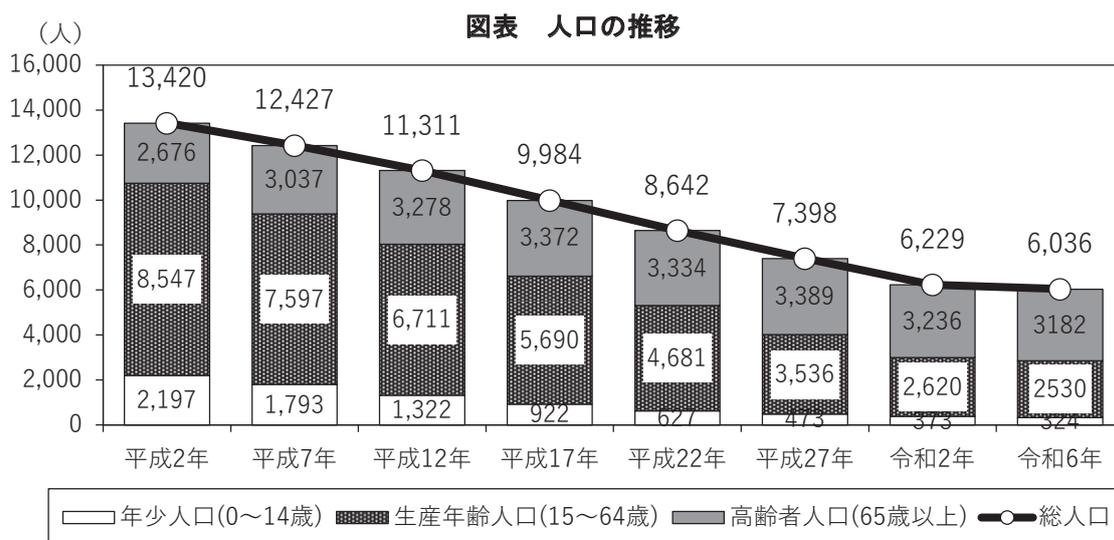


第2章 子育てを取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況

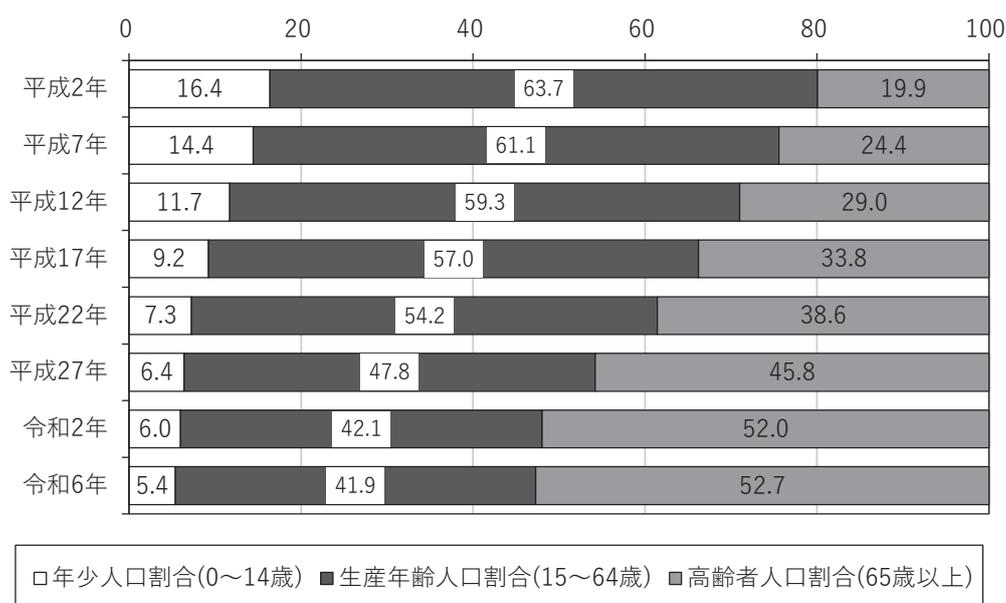
(1) 人口構造

吉野町の人口は減少傾向にあり、令和6年に6,036人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の低下と高齢者人口（65歳以上）の上昇がみられ、少子高齢化が進行しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳（1月1日）

図表 年齢3区分別人口割合の推移

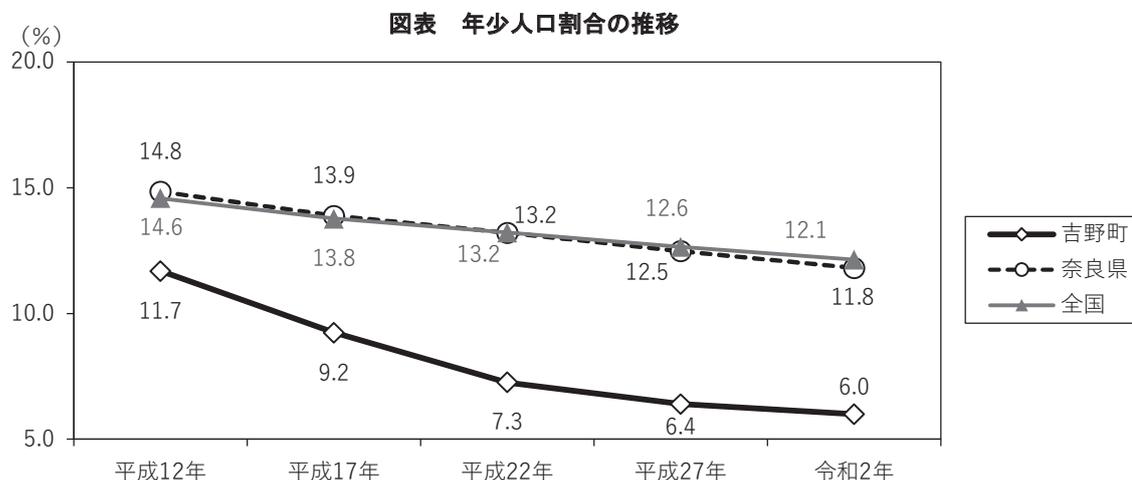


資料：国勢調査（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳（1月1日）

(2) 子ども数等の状況

吉野町の年少人口割合について、平成12年からの国勢調査結果でみると、低下し続けています。国や県に比べて、低い値で推移しています。

住民基本台帳より年齢5歳階級別にみると、令和6年3月末時点で、「0～4歳人口」は76人、「5～9歳人口」は129人、「10～14歳人口」は168人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 年齢5歳階級別人口

年齢	男	女	合計	年齢	男	女	合計
0～4	38	38	76	55～59	175	211	386
5～9	68	61	129	60～64	241	305	546
10～14	88	80	168	65～69	353	343	696
15～19	72	82	154	70～74	351	406	757
20～24	83	73	156	75～79	250	335	585
25～29	75	65	140	80～84	223	283	506
30～34	85	80	165	85～89	143	261	404
35～39	93	126	219	90～94	61	162	223
40～44	126	125	251	95～99	14	44	58
45～49	154	152	306	100～	-	7	7
50～54	147	150	297	合計	2,840	3,389	6,229

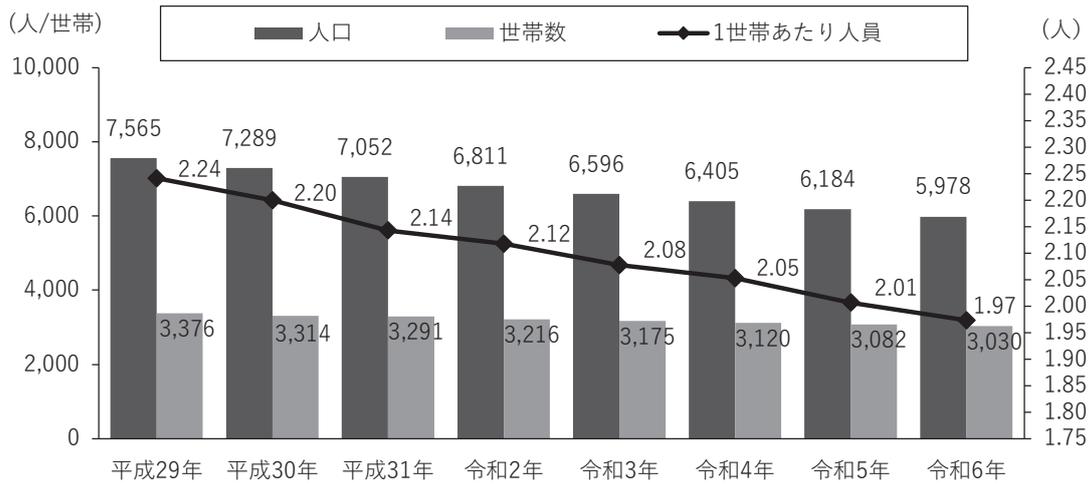
資料：住民基本台帳（令和6年3月31日）

(3) 世帯の状況

吉野町の世帯状況を住民基本台帳の推移でみると、世帯数は減少傾向にあります。1世帯当たり人員も減少傾向となっています。

また、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯の推移をみると、世帯数・構成比ともに概ね減少傾向にあり、令和2年の構成比においては国、県よりも下回っています。

図表 世帯状況の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

図表 子どものいる世帯の推移

	平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		平成22年 → 平成27年 の伸び率 (%)	平成27年 → 令和2年 の伸び率 (%)
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)		
一般世帯数	3,165	100	2,938	100	2,656	100	-7.2	-9.6
6歳未満の子どものいる世帯	147	4.6	122	4.2	72	2.7	-17.0	-41.0
核家族世帯	62	2.0	64	2.2	43	1.6	3.2	-32.8
その他の親族世帯	84	2.7	57	1.9	28	1.1	-32.1	-50.9
非親族・単独世帯	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0.0	0.0
18歳未満の子どものいる世帯	500	15.8	339	11.5	255	9.6	-32.2	-24.8
核家族世帯	228	7.2	169	5.8	134	5.0	-25.9	-20.7
その他の親族世帯	269	8.5	165	5.6	118	4.4	-38.7	-28.5
非親族・単独世帯	3	0.1	5	0.2	3	0.1	66.7	-40.0

資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 子どものいる世帯（令和2年）

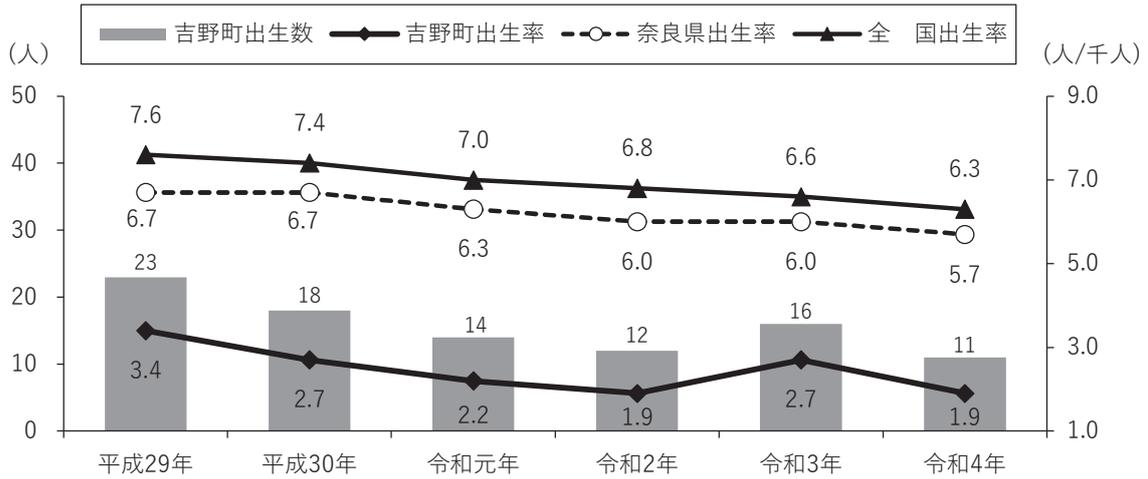
	吉野町	奈良県	全国
一般世帯総数 [世帯]	2,656	543,908	55,704,949
6歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	72	41,238	4,224,286
(構成比 [%])	2.7	7.6	7.6
18歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	255	111,227	10,733,725
(構成比 [%])	9.6	20.4	19.3

資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(4) 出生数・出生率の推移

吉野町の近年の出生数をみると、平成29年から令和2年にかけて減少したのち、令和3年に増加し16人となりましたが、概ね減少傾向にあります。出生率（人口千人あたりの出生数）については、令和4年の出生率が1.9パーミルとなっており、国や県よりも低い値で推移しています。

図表 出生数・出生率の推移

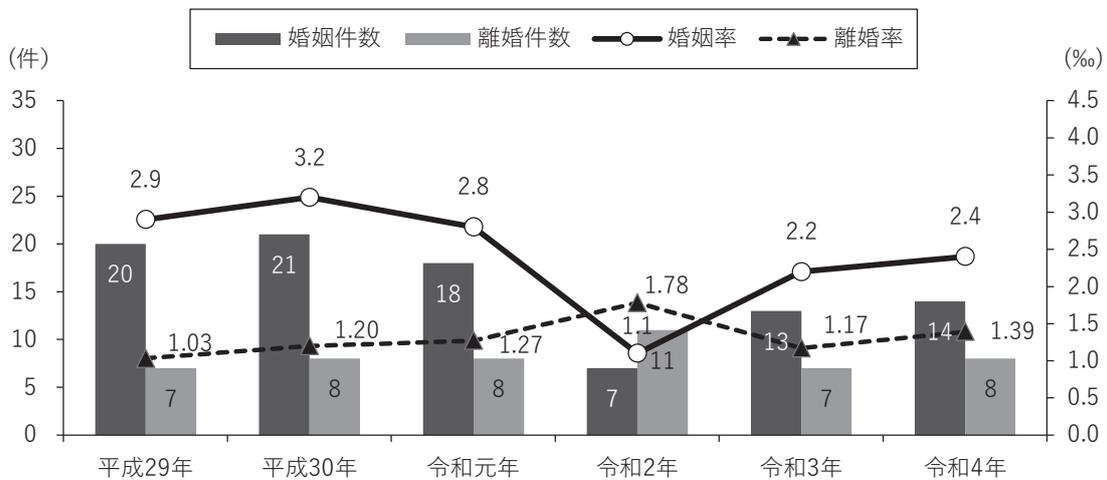


資料：奈良県人口動態統計

(5) 結婚の状況

吉野町の婚姻の状況は、令和4年に結婚が14件、離婚が8件となっています。

図表 結婚・離婚の推移



資料：奈良県人口動態統計

2. 就労の状況

(1) 労働力状態

令和2年の国勢調査によると、吉野町の労働力人口は、2,930人で、うち男性が55.6%、女性が44.4%となっています。平成22年から27年への変化を見ると、労働力人口は全体として減少しており、その伸び率は男性が-14.57%であるのに対し女性は-9.56%と、女性のほうが高くなっています。また、平成27年から令和2年にかけても、労働力人口は全体として減少しており、男性の伸び率-17.15%に対して、女性の伸び率-11.79%と、女性のほうが高くなっています。

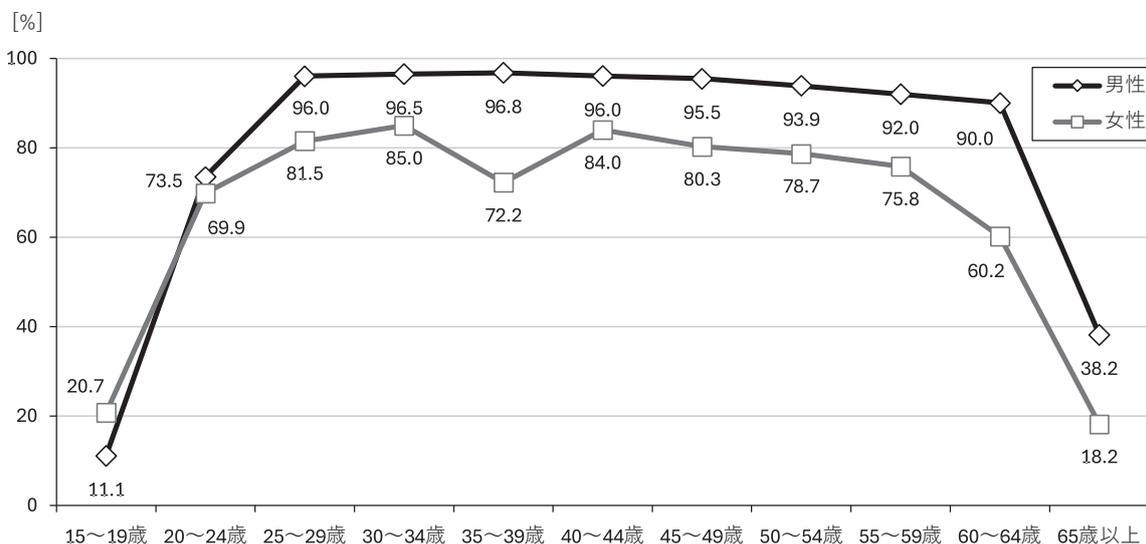
図表 労働力人口

		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		平成22年 → 平成27年 の伸び率 (%)	平成27年 → 令和2年 の伸び率 (%)
		実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)		
15歳以上 人口	総数	8,015	100	6,925	100	5,856	100	-13.60	-15.44
	男性	3,687	46.0	3,162	45.7	2,646	45.2	-14.24	-16.32
	女性	4,328	54.0	3,763	54.3	3,210	54.8	-13.05	-14.70
労働力 人口	総数	3,932	100	3,441	100	2,930	100	-12.49	-14.85
	男性	2,300	58.5	1,965	57.1	1,628	55.6	-14.57	-17.15
	女性	1,632	41.5	1,476	42.9	1,302	44.4	-9.56	-11.79

資料：国勢調査

吉野町の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～64歳にかけて労働力率が9割台となっています。一方、女性では、35～39歳で労働力率が72.2%に低下したのち上昇して、50歳以上から低下していきます。また、40歳以上では40～44歳の84.0%が最も高い労働力率となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

図表 年齢階級別女性労働力率の比較

(令和2年)

	吉野町	全国
合計	40.6	53.5
15から19歳	20.7	16.8
20から24歳	69.9	74.2
25から29歳	81.5	86.6
30から34歳	85.0	79.1
35から39歳	72.2	78.1
40から44歳	84.0	80.8
45から49歳	80.3	82.0
50から54歳	78.7	80.2
55から59歳	75.8	75.3
60から64歳	60.2	62.2
65歳以上	18.2	19.9

資料：国勢調査

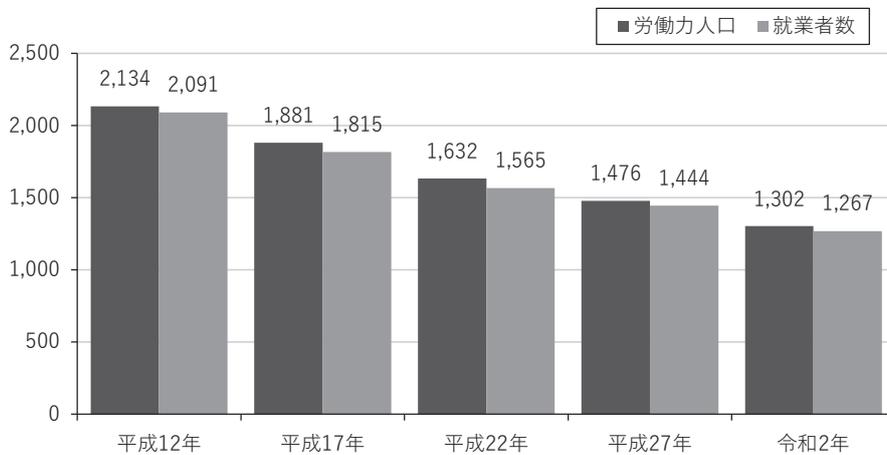
女性労働力率を、全国と比較すると、吉野町40.6%、全国53.5%と、全国に比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、15から19歳、30から34歳、40から44歳、55から59歳の労働力率が全国と比べて高くなっている一方、それ以外の各階級で、労働力率は全国と比べ低くなっています。

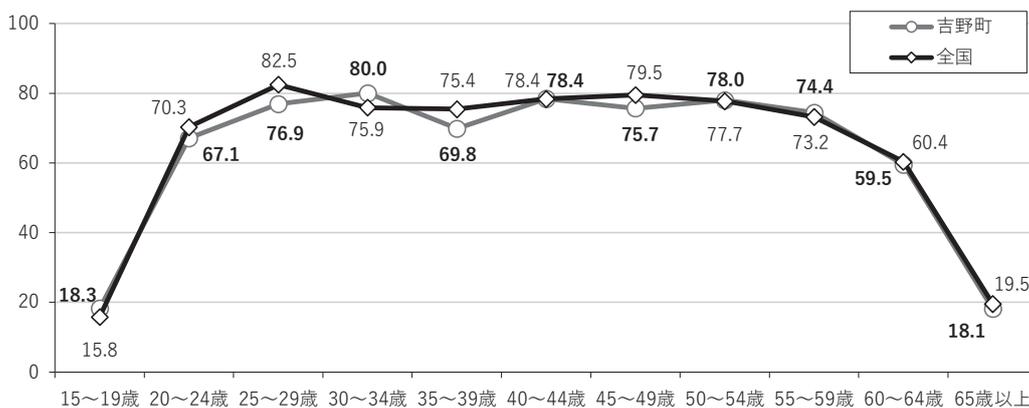
(2) 女性の就業状況

吉野町の女性の労働力人口、就業者数はともに減少傾向で推移しています。また女性の就業率を年齢階級別にみると、子育て期に低くなるM字型カーブを描いていますが、国に比べて吉野町では30歳から34歳で高くなっています。

図表 労働力人口と就業者数



図表 女性の就業率(令和2年：全国との比較)



資料：国勢調査(令和2年10月1日) ※労働力状態「不詳」を除いて算出

3. 教育・保育等の状況

(1) 就学前児童の状況

令和6年度の就学前児童の利用状況をみると、こども園が1園となっており、定員120人に対して利用人数は73人となっています。

図表 よしのこども園<幼保連携型認定こども園>定員と利用状況

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
短時間利用児 (1号認定)	定員				10	10	10	30
	利用状況				8	2	5	15
長時間利用児 (2号・3号認定)	定員	7	10	13	20	20	20	90
	利用状況	2	4	11	9	17	15	58
計	定員	7	10	13	30	30	30	120
	利用状況	2	4	11	17	19	20	73

(令和6年5月1日利用人数)

(2) 小・中学校の状況

小学校の児童数は減少傾向にあり、令和6年度は130人となっています。

また、令和6年度の町立学童保育所の利用状況は、定員70人に対して登録児童数は63人となっています。

図表 小学校児童数の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)	2	2	2	1	1	1
総児童数(人)	193	178	168	159	137	130

図表 吉野町立学童保育所 定員と登録児童数

区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
吉野さくら 学童クラブ	定員							70
	登録 児童数	10	11	13	13	9	7	63

(令和6年5月1日利用人数)

中学校の生徒数については、令和元年度から令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度以降減少傾向にあり、令和6年度は87人となっています。

図表 中学校生徒数の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)	1	1	1	1	1	1
総生徒数(人)	85	91	97	102	98	87

4. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

○調査の目的

計画を策定するための基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況を把握することを目的に「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

○実施概要

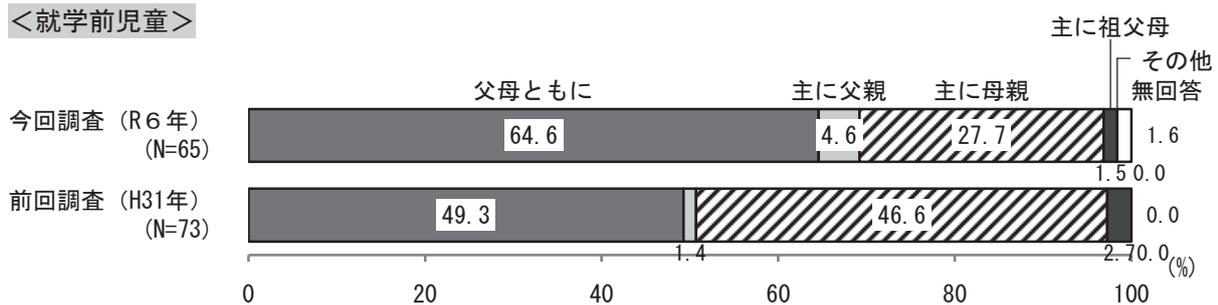
- 調査地域 吉野町全域
- 調査対象 吉野町内在住で「未就学児」を養育している保護者（就学前児童調査）81人
吉野町内在住で「小学生」を養育している保護者（小学生調査）101人
- 調査期間 令和6年3月7日～3月22日
- 調査方法 郵送及び、各学校・こども園を通じて配布・回収（一部郵送配布・回収）
- 回収結果 就学前児童調査：65件（回収率：80.2%）
小学生調査：72件（回収率：71.3%）

(2) 調査結果の概要

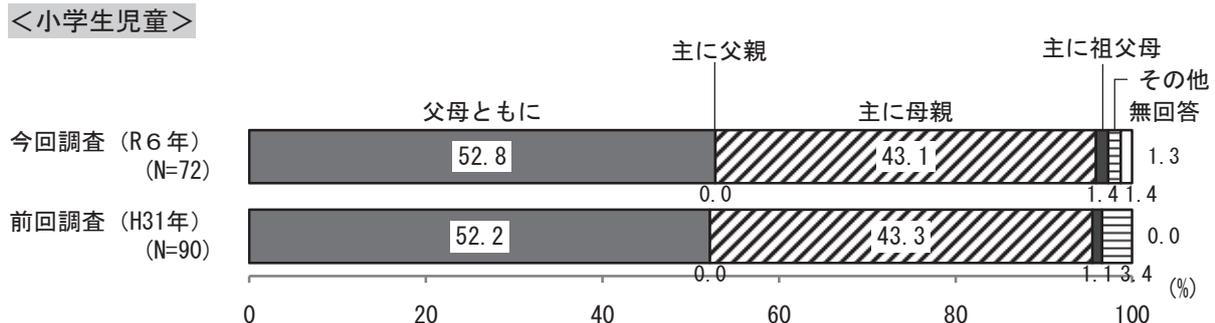
①子どもの子育て(教育含む)を主に行っている人(単数回答)

主に世話をしている人については、「主に母親」が就学前児童で27.7%、小学生児童で43.1%となっており、ともに前回調査に比べて減少傾向にあります。

<就学前児童>



<小学生児童>

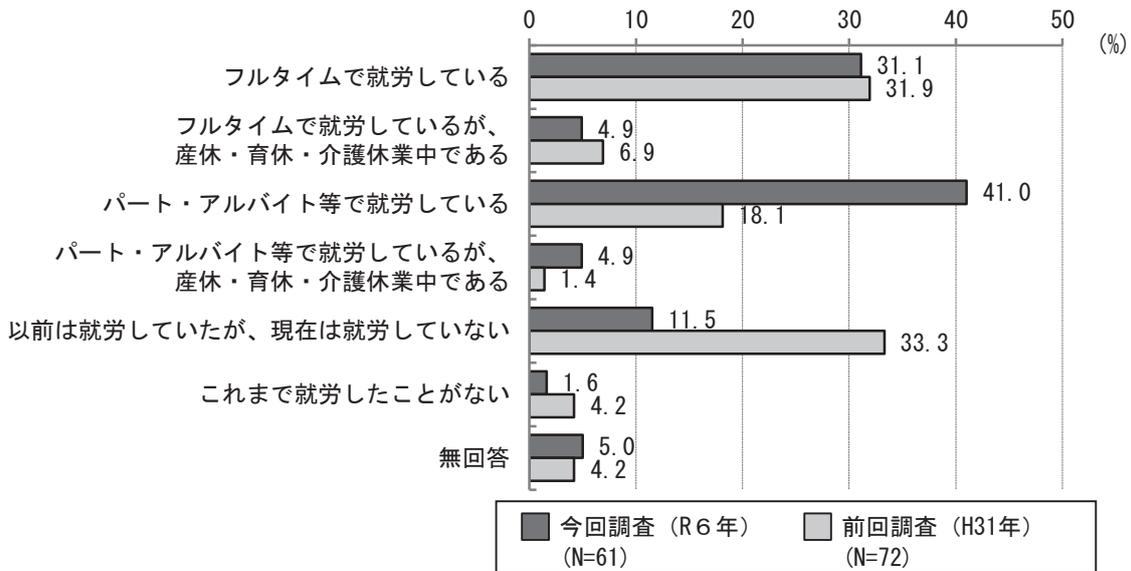


②母親の就労状況(単数回答)

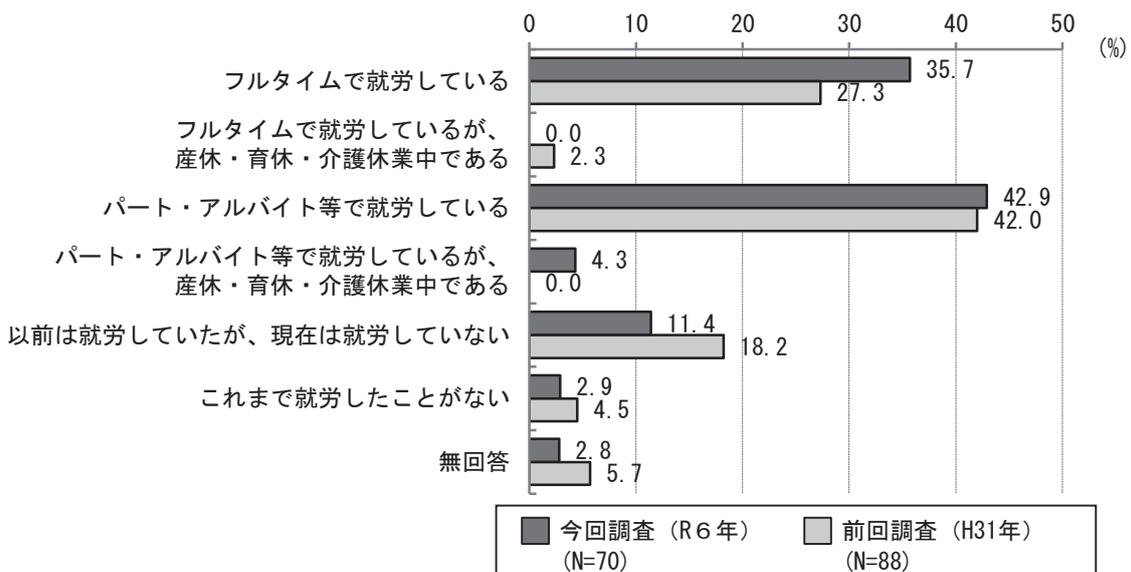
母親の就労状況をみると、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労している」が41.0%と最も高く、前回調査に比べて20ポイント以上増えています。

一方、小学生児童では「パート・アルバイト等で就労している」が42.9%と、前回調査と同様に最も高くなっています。

<就学前児童>



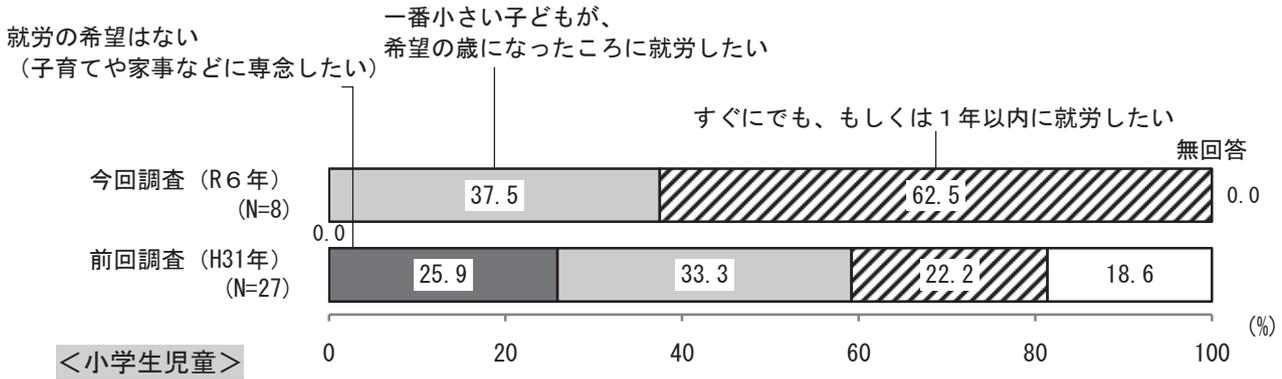
<小学生児童>



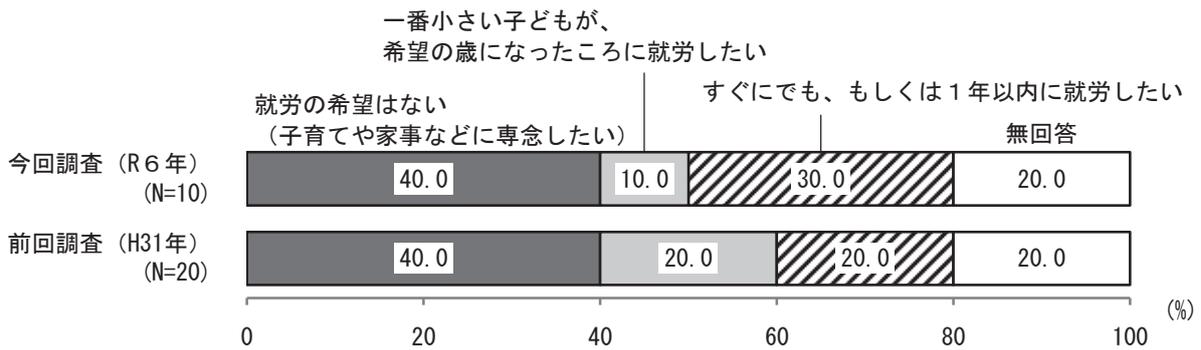
③現在働いていない母親の就労についての希望(単数回答)

現在就労していない、またはこれまで就労したことのない母親のうち、今後就労希望があると回答した割合(「一番小さい子どもが、希望の歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の計)が、就学前児童で100.0%、小学生児童で40.0%となっており、

<就学前児童>

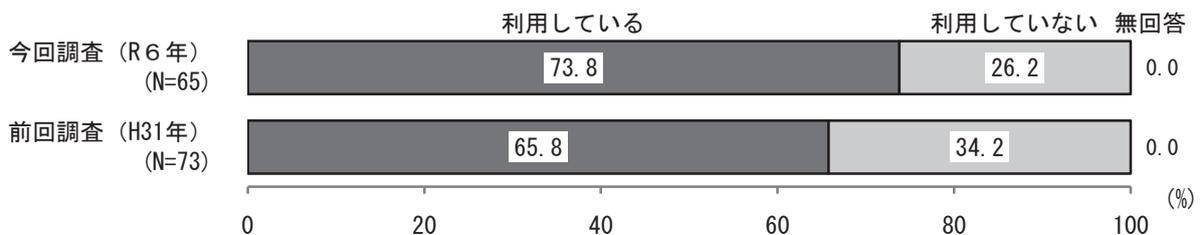


<小学生児童>



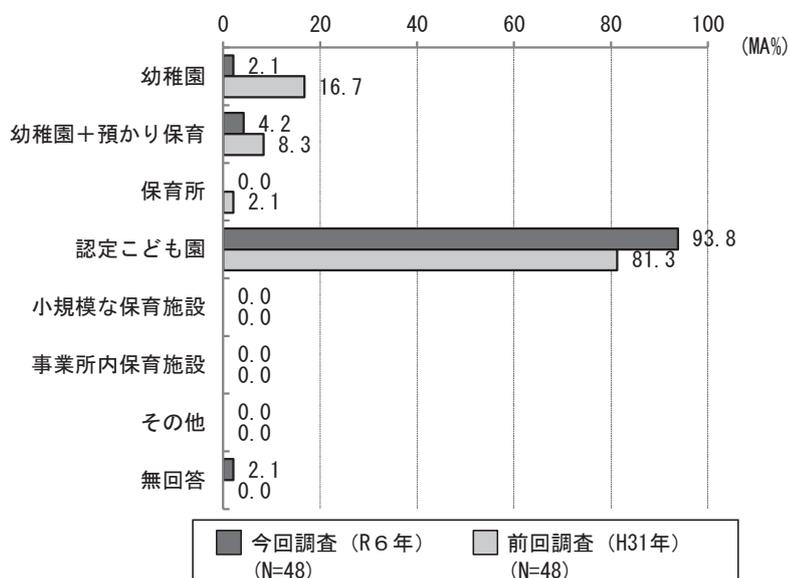
④定期的な幼稚園・保育所などの利用有無(単数回答) [就学前児童のみ]

保育サービスの利用についてみると、「利用している」が73.8%と、前回調査と比べて増加傾向にあります。



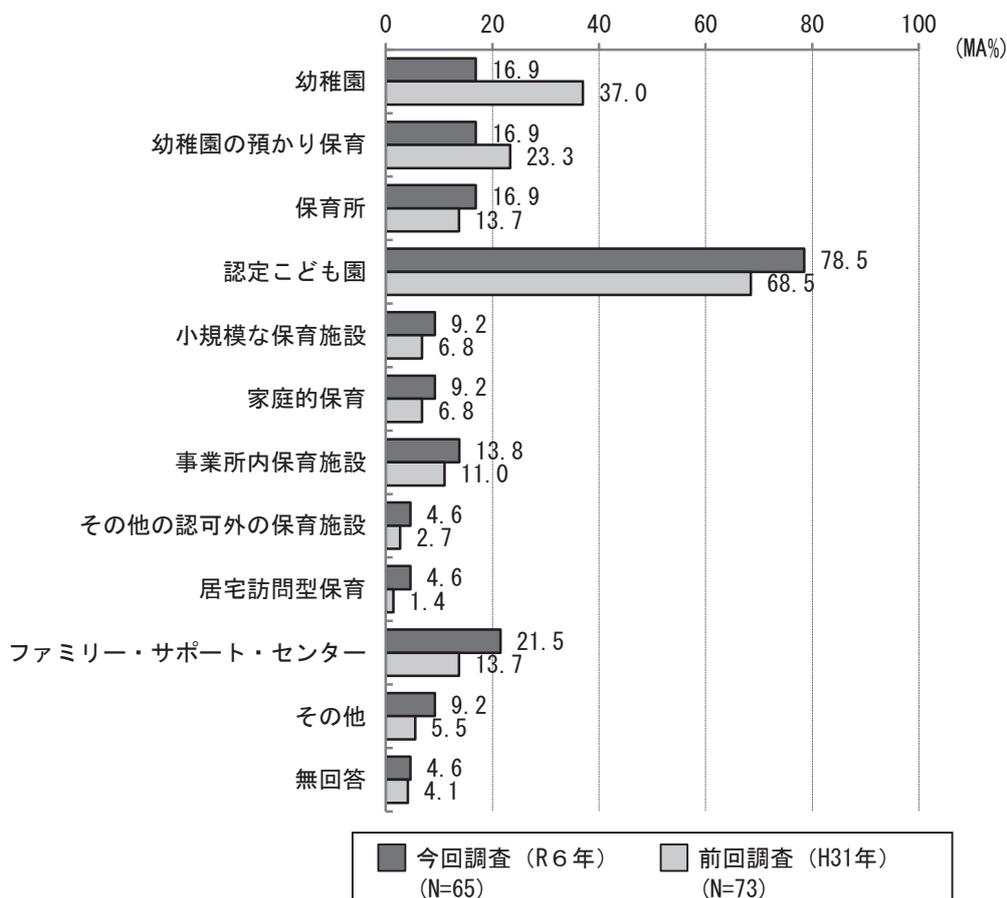
④-1 利用している事業(複数回答) [就学前児童のみ]

保育サービス利用者の利用している保育サービスの内訳を見てみると、「認定こども園」が93.8%と、高い数値となっており、次いで「幼稚園+預かり保育」が4.2%となっています。



⑤定期的に利用したい平日の教育・保育事業(複数回答) [就学前児童のみ]

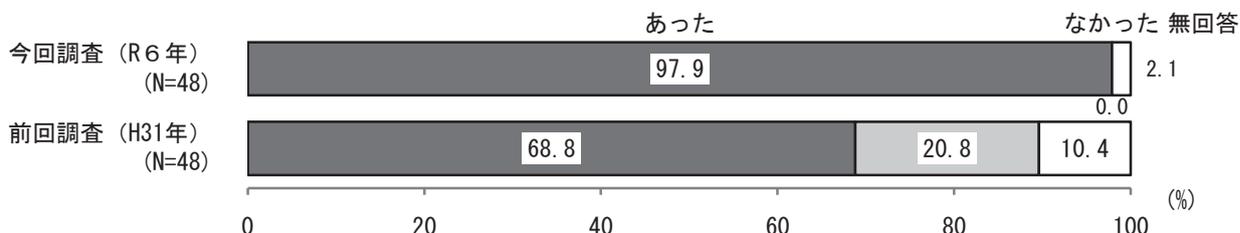
今後利用したい保育サービスをみると、「認定こども園」が78.5%と最も高くなっており、前回調査と比べて10ポイント増えています。これに続くのが、「ファミリー・サポート・センター」で、21.5%となっています。



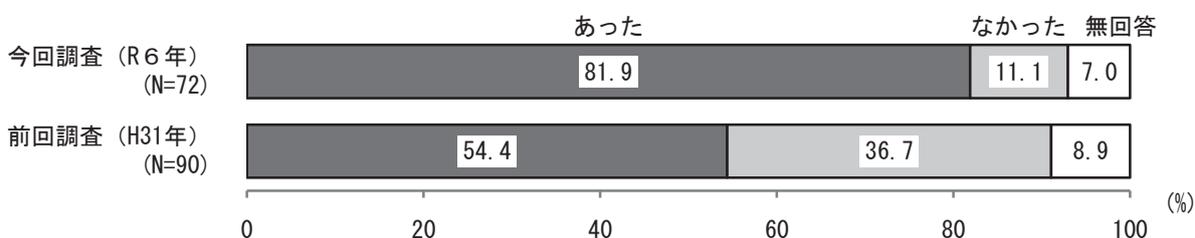
⑥この一年間に病気やケガで学校を休んだこと(単数回答)

この一年間で、子どもが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかった(学校を休んだ)ことの有無についてみると、「あった」が就学前児童で97.9%、小学生児童で81.9%となっており、前回調査と比べると、就学前児童・小学生児童ともに増加しています。

<就学前児童>



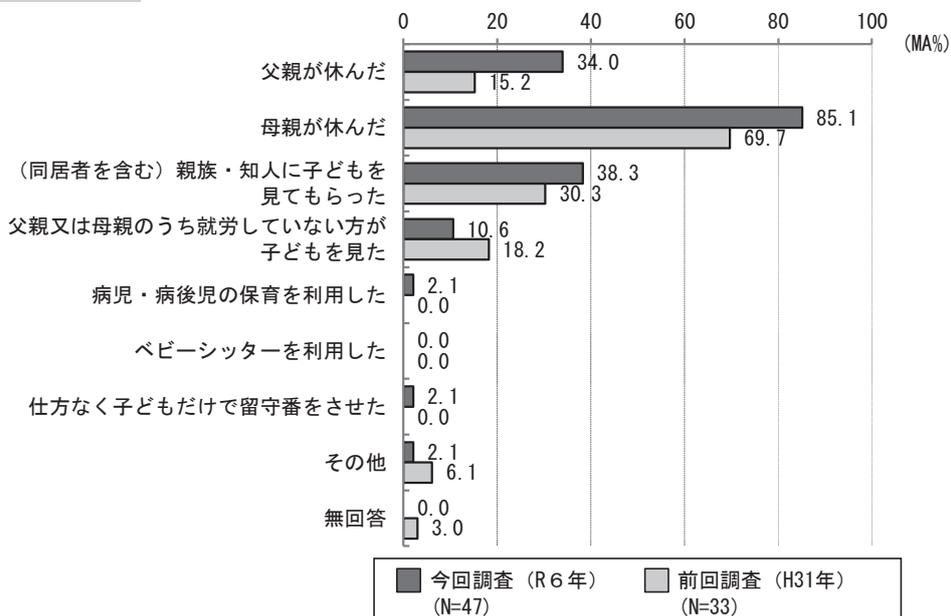
<小学生児童>



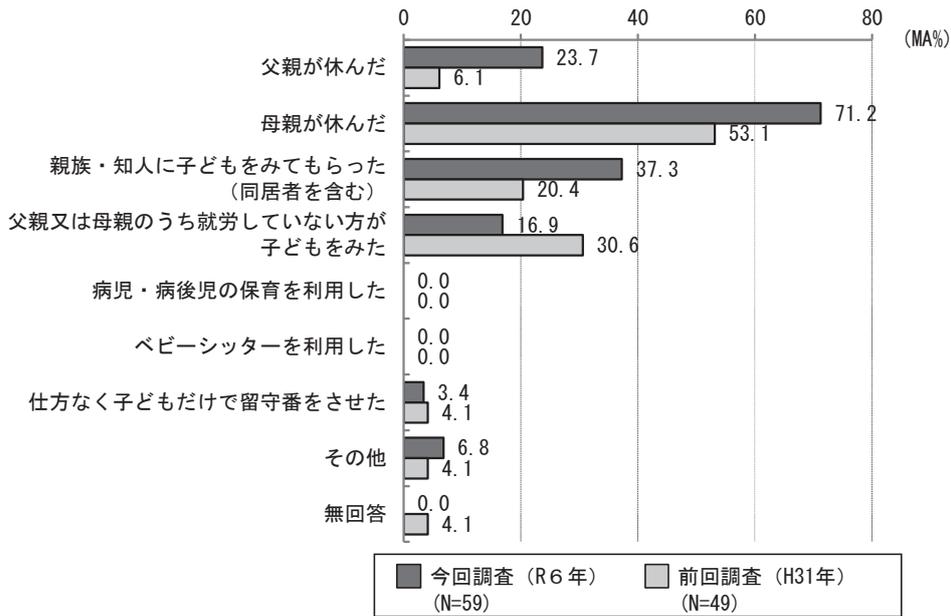
⑦対処方法(複数回答)

前質問で「あった」方のみにお聞きした対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童で85.1%、小学生児童で71.2%と、ともに最も高くなっており、前回調査と比べて、それぞれ10ポイント以上増えています。

<就学前児童>



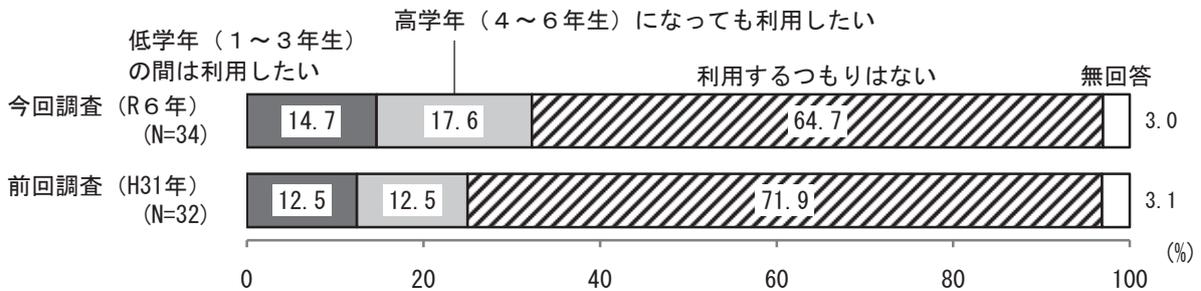
<小学生児童>



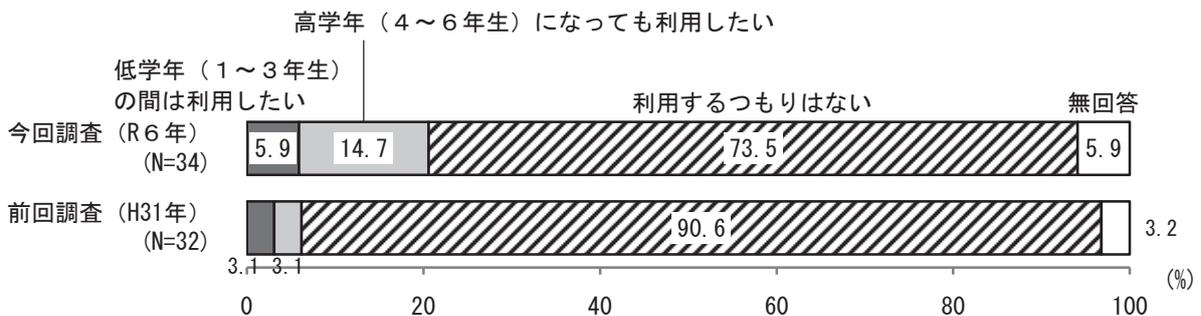
⑧土曜日、日曜・祝日の学童保育所の利用希望(単数回答) [小学生児童のみ]

学童保育所の利用希望についてみると、低学年の間または高学年になっても利用したいという割合が、土曜日で32.3%、日曜・祝日で20.6%となっており、ともに前回調査と比べて大きく増加しています。

<土曜日>



<日曜・祝日>



5. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援に係る情報提供を妊娠期から乳幼児期にわたって行うほか、個別相談に応じた情報提供を行います。

【計画と実績】

単位：窓口設置数（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	1	1	1	1	1
実 績	1	1	1	1	1

【現在の状況】

町の担当窓口（長寿福祉課）において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援を行っています。保健センター内で子育て世代包括支援センターを開設し母子保健型の利用者支援事業を実施しています。保健師が妊娠届け出時に面談しています。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するために、子どもまたは子どもの保護者が必要な時に支援が受けられるよう情報提供をしたり、相談支援・利用支援を行ったりしています。令和4年度より、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を実施しています。この事業は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・育児関連用品の購入費等負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施するものです。

(2) 地域子育て支援拠点事業（にこにこランド・にこにこルーム）

【事業内容】

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等支援を行う事業です。

【計画と実績】

上段：のべ利用者数（人）、下段：施設数（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	700	680	660	640	620
	2	2	2	2	2
実 績	375	680	537	400	300
	2	2	2	2	1

【現在の状況】

平成27年度よりよしのこども園、わかばこども園の2園において「にこにこランド」を、よしのこども園において「にこにこルーム」を開催しました。令和6年度から「にこにこランド」「にこにこルーム」ともよしのこども園において開催しています。

令和4年度、「にこにこランド」は両園合わせて34回開催し、のべ338人の親子が利用し、「にこにこルーム」は33回開催、のべ199人の親子が利用しました。

令和5年度は、「にこにこランド」は両園合わせて36回開催し、のべ271人の親子が利用し、「にこにこルーム」は34回開催、のべ129人の親子が利用しました。

「にこにこルーム」の開催時、年10回程度就学前幼児と保護者を対象に、遊びや子育てに関する「講座」を開催し、子育てに関する正しい知識を学ぶことで、子育ての不安を解消し子育ての楽しさを学びます。令和5年度は、木育・手形遊び・食育・小物づくり・疾病の予防などをテーマに子育て講座を開催しました。

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【計画と実績】

単位：のべ利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	190	190	190	150	150
実 績	181	106	115	164	150

【現在の状況】

令和4年度は子育て世代包括支援センターにおいて9人に妊婦健康診査受診補助券綴りを配布しました。

令和5年度は、23人に配布し、妊婦健康診査の内容や必要性について周知し、定期的な医療機関受診を促進しました。安心・安全に出産を迎えるために、吉野町では、ほぼ全額の妊婦健康診査費用を助成しています。

(4) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業内容】

生後4カ月までの赤ちゃんのいる家庭を保健師や主任児童委員・民生児童委員が訪問します。様々な不安や悩みを聞き、親子の心身状況や育児環境に応じた情報提供を行います。

また、支援が必要な家庭には、適切なサービス提供につなげます。

【計画と実績】

単位：実施人数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	14	14	14	14	14
実 績	14	18	9	16	15

【現在の状況】

令和4年度は9家庭を訪問し、令和5年度は16家庭に実施しました。保護者の意向や状況を確認しながら工夫して事業を実施しています。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	1	1	1	1	1
実 績	2	2	4	7	4

【現在の状況】

令和4年度は4家庭、令和5年度は7家庭に、養育支援訪問を行いました。

(6) 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【計画と実績】

単位：登録者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	64	65	62	61	60
実 績	55	62	66	65	66

【現在の状況】

令和4年4月より、小中一貫教育校吉野さくら学園に併設して、吉野さくら学童クラブを開設し、留守家庭児童の対応をおこなっています。小学1年生～6年生まで全学年を対象として受け入れています。

令和4年度は学童保育所の登録児童が66人、のべ利用児童は6,929人でした。

令和5年度は登録児童が65人、のべ利用児童は6,955人となっています。

(7) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するために実施します。こども園在園児を対象にしたものと未就園児対象のものがあります。

こども園在園児を対象とした一時預かりは、1号認定の幼児が対象です。

未就園児を対象とした一時預かりについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができます。

(ア) こども園における在園児を対象とした一時預かり

【計画と実績】

単位：のべ利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	750	740	730	150	150
実 績	415	197	130	183	150

(イ) こども園における在園児を対象とした一時預かり以外

【計画と実績】

単位：のべ利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	205	200	195	190	185
実 績	53	5	16	15	50

【現在の状況】

こども園在園児を対象とした一時預かりは、令和5年度までは町内こども園2園において実施しており、未就園児対象の一時預かりは、よしのこども園において実施しています。

令和4年度、こども園在園児を対象とした一時預かりのべ利用者は130人、未就園児を対象とした一時預かりのべ利用者は16人でした。

令和5年度、こども園在園児を対象とした一時預かりのべ利用者は183人、未就園児を対象とした一時預かりのべ利用者は15人となっています。

こども園における在園児を対象とした一時預かりについては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化スタートに伴い、1号認定より2号認定のニーズが多くなったことが、令和2年度以降の実績数値の減少に繋がっています。また令和3年度より、2号・3号保育短時間認定の認定時間外の保育を、一時預かり事業から延長（時間外）保育事業として扱うようになったため、実績数値が減少しています。

こども園における在園児を対象とした一時預かり以外（未就園児対象）については、よしのこども園の実情に合わせて利用可能日（週に3日程度）を設定しております。現在は、利用可能日には希望者すべて受け入れられる体制がとれています。

(8) 延長（時間外）保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化や日々の保育を必要とする時間の変化に対応するため、2号・3号認定の入園児が、利用認定を受けた時間を超えて保育が必要となる場合に、保育を延長実施する事業です。

【計画と実績】

単位：のべ利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	1	1	2	90	90
実 績	71	95	84	127	130

【現在の状況】

令和5年度までは、町内こども園2園において実施していました。

令和4年度の延長保育のべ利用者は84人、令和5年度は127人となっています。今後も利用希望者は、全て受け入れる体制を継続していきます。

※令和2年度までの当該数値の報告では、保育短時間認定の乳幼児の認定時間外の利用者数を「(7) 一時預かり事業」として実績報告していましたが、令和3年度の報告より、保育短時間認定の乳幼児に対する認定時間外の利用者は全て、「(8) 延長（時間外）保育事業」として扱い、利用者数を実績報告しています。

※保育短時間認定の利用時間は、8：30～16：30であるため7：30～8：30及び16：30～19：00までの保育利用時間外保育を実施。

(9) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により乳幼児・児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

【計画と実績】

単位：のべ利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	16	18	20	22	24
実 績	6	1	2	3	10

【現在の状況】

平成30年度4月より大淀町きたの学園内病後児保育『にじ』において委託実施しています。令和4年度の利用者は2人、令和5年度の利用者は3人でした。

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	2	2	2	2	2
実 績	0	0	0	0	2

【現在の状況】

現在町内では、受入可能施設がないため、利用希望があった場合は、児童養護施設に委託し受入を行っています。

平成元年度から令和5年度までは、利用希望がありませんでした。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

育児の援助をして欲しい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	0	0	0	0	0
実 績	0	0	0	0	0

【現在の状況】

現在町内では未実施の事業です。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案し、認定こども園・保育所等、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品・文房具等の購入に必要な費用や行事への参加に必要な費用等について、その一部を補助し保護者の負担軽減を図る事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	2	2	2	2	2
実 績	1	1	0	0	2

【現在の状況】

平成29年度より実施しています。

令和4年度・令和5年度の利用者は0人です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所・小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現在の状況】

主に待機児童を解消するために施設の設置を推進する事業で、現段階では実施の必要がないと考えます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、子どもも保護者も共に笑顔で成長していけるよう、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、支え合うまちづくりを目指します。また、子どもを安心して生み育てることができる基盤を充実させ、それぞれの自立性・自主性を尊重していきます。そして、子どもも保護者も人として成長でき、次の世代へつないでいけるよう、子どもたちの未来に夢や希望がもてるように支援していきます。町中に子どもたちの笑顔があふれることは、保護者を含めたすべての人たちに笑顔をもたらします。すべてのひとが吉野の豊かな自然と同じように、心豊かに、子育ての喜びと幸せに満ちた吉野町を目指し、これまでの第1期、第2期の基本的な考え方を継承して第3期計画の基本理念を次のとおり設定します。

**子育てをみんなで支えあい、
豊かな自然に笑顔あふれるまち 吉野**

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、町は次の2項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

視点1 子どもも保護者も共に成長できる

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重され、子どもたちの笑顔があふれる社会をつくる必要があります。「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利の擁護が図られるとともに、「こども基本法」の施行（令和5年4月1日）及び「こども大綱」の策定（令和5年12月22日）の趣旨を踏まえ、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活が送れるよう、子どもや保護者のライフステージを通じて、社会全体で切れ目のない支援を行わなければなりません。

また、子育てと仕事の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が実現できるよう、働く保護者の支援を充実していくことが必要です。

そして、子どもたちがふるさと吉野に誇りをもち豊かな人間性を形成し、やがて保護者になったとき自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めていく必要があります。

視点2 地域全体で子育てを支える

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。保護者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取組により、すべての子育て家庭を支援することが必要です。

吉野町において子どもの数は年々減少傾向にあります。今いる子どもたちの幸せを町全体で支えていくことが将来の吉野町の子どもたちの幸せにつながると信じて、子育て支援をしていくことが必要です。また、新たに生まれてくる子どもたちが安心して暮らせる環境を整えることが少子化対策の第一歩であり、町全体が協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

学校、公民館、歴史資料館などの地域の社会資源を十分に活用し、ふるさと教育を行い、先人が残してきた豊かな自然環境や伝統文化を受け継ぎ後世に残しながら、個性豊かで吉野への郷土愛をもった子どもを育てていくことが大切です。

3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の3つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。なお、第3期計画において、前項「視点1」で記述した「こども基本法」並びに「こども大綱」の趣旨を踏まえ、第2期計画までの基本目標の1と2を入れ替えて基本目標1を「こどもと保護者の確かな成長の支援」とし、「こどもまんなか社会」の実現に向けて第一義的に子どもと保護者の切れ目のない支援に社会全体で取り組んでいきます。

基本目標1 子どもと保護者の確かな成長の支援

基本目標2 地域における子育ての支援

基本目標3 安心して子育てできる環境の整備

基本目標1 子どもと保護者の確かな成長の支援

- 妊産婦の健康の確保を図るため、出産の準備段階から必要な情報提供や助言等を行う体制を整えます。
- 各種助成事業の充実を図り、妊婦が安心して出産に臨める環境づくりに努めます。
- 健康診査体制の充実を図り、特に乳児のいる家庭には訪問等により状況の把握に努め、支援が必要な子どもの早期発見に努めます。
- 親子の健康を支える医療の充実など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親子の健康の確保と増進を図ります。
- 子どもの栄養のバランスを考えた、規則正しい食事習慣の教育（食育）を推進します。
- 子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりやふるさとへの愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、こども園・学校、地域における、教育環境の更なる整備を進めます。
- 学校評価を行い、教育課程や指導計画、指導方法について幅広い視点から見直しを行い保護者や地域に積極的に情報発信するように努めます。
- 保護者同士、子ども同士が交流できる場として、遊び場・公園の整備に努めます。
- 関係者、各種団体等と連携・情報交換を図り、地域全体で子育てを支え、地域の教育力や子育て力を高める活動を推進します。
- 郷土への理解・愛着を深めるため、ふるさと教育を推進します。

基本目標 2 地域における子育ての支援

- 子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域ぐるみの子育て支援施策を充実していきます。
- 子育ての経済的支援に関する事業についての充実を図ります。
- 多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、こども園、各学校の教育・保育内容の充実を図るとともに、施設の整備、人材の確保、教育・保育内容の質の向上など、子どもにとって良好な環境を提供する体制を整えます。
- より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、福祉サービスなどの取組を進めます。
- 児童虐待は、子どもに対する人権侵害として非常に重大な問題であることから、教育関係、福祉関係団体、警察等の連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。
- すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるように、仕事と子育ての両立を支援するための子育て支援の充実に努めます。
- 子育てをする人に必要な情報の提供を行うための広報活動に努めます。

基本目標 3 安心して子育てできる環境の整備

- 子どもたちの人権を尊重し、町全体で子どもの立場に立った視点から子育て支援を図ります。
- 子どもを事故や犯罪から守るため、交通安全・防犯対策等の事業の充実を図ります。
- 子育て世代を対象にした住居の確保に努め、定住促進を図ります。
- 子どもが健やかに育つために、良好な住環境の整備に努めます。
- 乳幼児の不慮の事故を防止するための活動を推進します。

4. 施策の体系

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。



施策の方向

①妊娠のための支援の充実 ②妊産婦の健康の確保 ③乳幼児の健康の確保

①健康的な生活習慣の確立への啓発 ②思春期保健対策の充実

①小児医療体制の充実

①教育・保育環境の充実

①遊び場や居場所づくりの推進 ②地域支援体制の確立
③豊かな体験や交流機会の充実 ④健全育成の環境づくり

①子育てに伴う経済的支援

①ひとり親家庭等の自立のための支援

①働き方の見直しの啓発活動 ②男女共同参画の意識づくり ③多様な働き方への支援

①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実

①教育・保育サービスの量と質の確保 ②放課後児童対策の充実

①早期発見と療育・教育の充実 ②障がい児へのサービスの充実

①児童虐待防止対策の充実

①子どもに対する相談支援の充実

①子育て支援活動の促進 ②地域でのふれあい交流の促進 ③生活文化の伝承

①次代の担い手づくり ②子育て支援人材の育成 ③子育て支援研修の充実

①町ぐるみの啓発活動の推進

①快適な居住環境の整備 ②安心して外出できる環境の整備

①乳幼児の不慮の事故の防止 ②交通安全対策の推進

①防犯対策の推進 ②防災対策の推進

第4章 施策の展開

1. 子どもと保護者の確かな成長の支援

(1) 子どもと保護者の健康の確保

吉野町では妊婦が安全で快適に妊娠期を送り出産が迎えられるよう、また、母親が主体的に自身の健康づくりや胎児の健康づくりに配慮できるよう必要な情報を提供し、助言を行い不安や悩みなどの相談に対応しています。長寿福祉課ではこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て世代及び18歳未満を対象とした相談に応じます。また、母子の健康を推進するため、「妊婦健康診査費助成事業・妊婦歯科健診」を実施しています。さらに、禁煙・受動喫煙防止対策の推進など、妊婦が安心して出産に臨める環境づくりに努めています。

また、乳幼児が健やかに成長・発達することを支援するため、「4ヶ月・7ヶ月・10ヶ月・12ヶ月児健康診査」、「1歳6ヶ月児健康診査」、「3歳児健康診査」「幼児歯科健康診査」を実施しています。

不妊に悩む方に対する支援として、医療費助成や医療機関等の情報を提供していきます。

具体的な取組

① 妊婦のための支援の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	不妊治療の支援事業について、広報等を通じて周知し活用促進を図ります。	長寿福祉課
2	不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	長寿福祉課
3	妊娠判定のための受診料の費用の一部を助成します。(市町村税非課税世帯・生活保護世帯の方のみ)	長寿福祉課

② 妊産婦の健康の確保

No.	具体的な取組	担当課
1	妊娠届を提出することにより、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録ができるとともに、乳幼児に関する指導書でもあり、予防接種の受診記録にもなる母子健康手帳の交付と母子健康手帳アプリへの登録を推進しています。	長寿福祉課
2	妊娠届出時の面談、妊娠中期から後期にかけて連絡し、歯科健診等の受診勧奨情報提供や助言等を行います。	長寿福祉課
3	妊婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関での健康診査に対する助成を行います。	長寿福祉課
4	健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、保健指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある人については、医師または歯科医師の診察を受けることを勧奨します。	長寿福祉課
5	妊娠届出時に妊婦や家族に対して、妊婦の喫煙及び受動喫煙が胎児や妊婦に及ぼす影響や喫煙による健康に対する影響について正しい知識を家族全体で共有し、防煙(子どもをタバコの害から守る)や禁煙等の行動へと発展できるように、周知に努めます。	長寿福祉課

③ 乳幼児の健康の確保

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもの病気や障がい等の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査を行うとともに、保護者の要望を把握し、健康診査体制の充実に努めます。	長寿福祉課
2	子どもの病気や障がい等の早期発見・支援のためには乳幼児健康診査が重要になります。未受診の子どもがいる家庭には連絡を密にとるなど、全員の状況の確認に努めます。	長寿福祉課
3	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を民生児童委員、主任児童委員とともに訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供することにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	教育総務課 長寿福祉課
4	健康診査の実施や受診方法についての周知を徹底するとともに、未受診者に対する受診勧奨を行います。また、未受診の子どもの発育や発達に関し、訪問指導を行うなど把握に努めます。	長寿福祉課
5	健康診査の結果、精密検査等が必要な子どもに対しては、関係機関との連携を強化し、適切な支援に努めます。また、発達に関して支援が必要なケースについては、心理士によるすこやか相談を実施し、発達検査や発達相談を行います。	長寿福祉課
6	定期予防接種を行うとともに任意予防接種の費用助成も実施することにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。	教育総務課 長寿福祉課
7	乳幼児健康診査や相談等を通して、食事の大切さや基本的な生活習慣を身につけることの重要性について指導の充実に努めるとともに、幼児の食事について学習する機会の充実に努めます。	長寿福祉課
8	育児サークルなどで、体を使う遊びの習慣を確立するため、乳幼児の運動や外遊びの必要性及び方法についての啓発を行います。	教育総務課 長寿福祉課
9	こども園教職員等に対して、子どものアレルギーや心の健康問題、食生活や生活習慣の確立などについて、研修の充実に努めます。	教育総務課
10	子どものう歯保有率や1人当たりう歯数を減少させるため、保護者に対して歯の健康に関する啓発を行うとともに、親子での実践教育を進めます。	教育総務課 長寿福祉課
11	家族の禁煙等について、保護者及び家族等へ啓発します。	長寿福祉課
12	子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法などの知識の普及に努めます。	教育総務課 長寿福祉課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
こんにちは 赤ちゃん訪問	生後4カ月までの赤ちゃんのいる家庭を保健師や主任児童委員・民生児童委員が訪問します。	16人	継続	長寿福祉課
	主任児童委員、民生児童委員からのお祝いをします。	16人	継続	社会福祉協議会
不妊治療の助成	不妊治療に要した費用の一部を助成します。	2人	継続	長寿福祉課
妊娠判定 受診料補助	市町村民税非課税世帯を対象に、1回7,000円を上限とし、妊娠判定に要する診察や尿検査などについて補助します。	0人	継続	長寿福祉課
妊婦健康診査 費用の助成	安心して定期健診を受けられるよう、妊婦健康診査費用の助成を県内トップの全額助成とします。	母子手帳配布 23人の べ利用者 23人	継続	長寿福祉課
妊婦タクシー 券の交付	医療機関を受診する際の移動支援として上限2万円分のタクシー利用料の助成をします。	交付人数 23人	継続	長寿福祉課
妊婦のための 支援給付交付金 伴走型相談支援	経済的支援として妊娠届出時に5万円、出産後の赤ちゃん訪問時に5万円の給付を行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援へつなぐ伴走型相談支援を行います。	のべ人数 33人	継続	長寿福祉課
妊婦歯科健診	妊婦を対象に集団及び個別で歯科健診を行います。	年2回保健センターにて集団健診医療機関での個別健診も実施	継続	長寿福祉課
妊婦訪問	妊婦の家庭を保健師が訪問し、不安に対する助言を行います。	1人	継続	長寿福祉課
新生児聴覚検査 費用助成	出生後の児に対して聴覚の異常を早期発見・早期治療のため、4,000円/回、2回までの費用を助成します。	9人	継続	長寿福祉課
産婦健診費用 の助成	産婦の心身の状態に異常がないか確認するための産婦健診に対して、上限5,000円/回2回分の費用を助成します。	10人	継続	長寿福祉課
未熟児養育 医療給付	身体の発育が未熟で生まれ、入院を必要とする乳児の治療費を満1歳になるまで、町で負担します。	1人	継続	長寿福祉課
未熟児訪問	身体の発育が未熟で生まれた乳児が退院後自宅で安心して生活ができるように、保健師が訪問し必要なサービスを利用出来るように支援します。	1人	継続	長寿福祉課
乳幼児健康診査	乳幼児の発育発達や疾病等の早期発見、育児支援を行うため、4か月・7か月・10か月・12か月・1歳6か月・3歳6か月の児を対象に健康診査を行います。 3歳6か月健診では屈折検査機器を使用した検査で弱視の可能性に早期に気づき、治療につなげます。	受診率 95.6%	継続	長寿福祉課

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
産前・産後サポート事業	子育て談議や保護者、子ども同士のふれあいの場を提供するために育児サークル（デイサービス型）を行います。 産前・産後の悩みに対して支援をするために助産師訪問を行います。	実施回数 9回 参加家庭 24家庭 参加人数 50人 助産師訪問のべ利用者 2人	継続	長寿福祉課
乳幼児訪問	児の発育・発達・育児環境等の悩みを持つ家庭を保健師が訪問し、助言等を行います。	のべ7人	継続	長寿福祉課
産後ケア	出産後の母親の体の回復と心理的な安定を図り、母子やその家族が健やかに育児を行えるよう、助産師が授乳や沐浴などを支援します。 ショートステイ、デイサービス、アウトリーチによる支援を行います。	アウトリーチ 5回 実1人	継続	長寿福祉課
育児相談	育児の不安などの相談を月1回保健センターで行います。	のべ利用者 2人	継続	長寿福祉課
オンライン相談	継続的な支援を必要とする保護者に寄り添った支援を行うために、タブレットを貸し出し、オンライン相談を実施します。	0人	継続	長寿福祉課
すこやか相談	公認心理士による発達相談や発達検査を行います。	実施回数 4回 利用者2名	継続	長寿福祉課
幼児歯科健診	幼児を対象に歯科健診と虫歯予防のためのフッ素塗布を実施します。	2歳児 13人 3歳児 17人	継続	長寿福祉課
任意の予防接種費用の助成	インフルエンザ、おたふくかぜ、ワクチン接種の一部助成を行います。	インフルエンザ58人 おたふくかぜ7人	継続	長寿福祉課

(2) 健康な生活習慣の推進

健康に関する教育は子どもたちにとって必要不可欠です。また、喫煙や飲酒、薬物乱用などの健康に与える問題や思春期における保健教育について正しい知識と理解を深めるための教育を行います。

具体的な取組

① 健康的な生活習慣の確立への啓発

No.	具体的な取組	担当課
1	児童・生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断を実施するとともに、生涯を長く健康で暮らすための基礎を培う健康教育を進めます。	教育総務課
2	小・中学校との連携を強化し、子どもの健康全般に関する情報交換を行い、現状や課題について検討します。	教育総務課
3	子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当者、栄養教諭等との連携を強化し、食育や運動の取組について協議します。	教育総務課
4	定期予防接種を行うこととともに任意予防接種の費用助成も実施することにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。(再掲)	教育総務課 長寿福祉課

② 思春期保健対策の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	生命の尊さへの理解を深めるための性教育の取組などについて正しい知識の普及のため、思春期保健教育を進めます。	教育総務課
2	喫煙や飲酒、薬物乱用等健康を損なう問題に関して、子どもに与える影響について正しく理解できるように、学校をはじめ関係機関と連携しながら啓発・指導を行います。	教育総務課
3	子どもたち自身が心身の健康に関心をもち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実を進めます。	教育総務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7～11年度方向性	担当課
園児・児童・生徒の健康管理	健康診断を実施し、病気等への早期発見及び健康の確保を行います。	こども園2回 小学校1回 中学校1回	継続	教育総務課
思春期教室	思春期教室を実施し、性や性感染予防に関する正しい知識の普及に努めると共に、喫煙、飲酒、薬物乱用などの防止に向けた指導や教育を行います。学校において思春期教室を行います。	中学校2回	継続	教育総務課

(3) 小児医療の充実

近年、全国的な医師・看護師の不足、地域による医師の偏在等により、小児科、産科などの診療科における医療体制の維持が危ぶまれています。平成28年度より、南奈良総合医療センターで小児の診療や予防接種・小児二次救急医療を実施しています。小児や産科の救急医療は、橿原市休日夜間診療所における小児深夜診療経費の負担や婦人科一次救急医療事業の経費の負担により、小児・産婦人科一次救急医療体制の充実の確保を図っています。

赤ちゃん訪問や健康診査等で、「小児救急医療電話相談(奈良県)」の活用について紹介しています。また、幼児の保護者等を対象に、幼児の救急対応についての研修会を適宜実施しています。

今後も、母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業や医療体制の充実を進め、母子の健康保持・増進に努め、各関係機関との連絡・連携を強化して引き続き取り組んでいきます。

具体的な取組

① 小児医療体制の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	救急時に適切な治療が受けられるように、小児救急医療の充実に努めます。	長寿福祉課
2	土・日、祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について、普及を図ります。	長寿福祉課
3	子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法などの知識の普及に努めます。(再掲)	教育総務課 長寿福祉課
4	南奈良総合医療センターでの産婦人科診療や小児科医の通常外来や夕方診療、救急について、引き続き構成市町村や県と協力しながら確保・充実を図ります。	長寿福祉課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
小児救急医療の充実	小児救急医療電話相談・休日応急診療所について周知し救急医療に関する情報提供をします。	実施	継続	長寿福祉課
産婦人科1次救急医療事業	県や近隣自治体との協力で夜間休日の1次救急医療制度を整備し、充実を図ります。	実施	継続	長寿福祉課

小児救急医療電話相談(奈良県)

専門の看護師(必要に応じて医師)が子どもの急病に対して電話相談に対応する。

- 相談電話番号：#8000(プッシュ回線)
0742-20-8119(携帯電話・IP回線・ダイヤル回線等)
- 相談日時：午後6時～翌日午前8時(平日)
午後1時～翌日午前8時(土曜)
午前8時～翌日午前8時(24時間：日曜・祝日・年末年始)
- 対象者：奈良県内に住む15歳未満の子ども及びその家族

(4) 教育・保育環境の充実

未来を担う子どもたちの教育・保育環境を充実させていくことは町全体の願いです。教育・保育環境を充実させるため、こども園と小学校との連携、小・中学校では一貫した教育を進めています。よりよい教育・保育環境をめざして、令和4年4月に施設一体型小中一貫教育校を開校し、0歳児から15歳までの一貫性のある教育・保育を行っています。

吉野町の教育・保育は、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身の育成とともに、ふるさと吉野を愛し誇りに思う心の育成をめざし特色のある教育を進めています。

ふるさと学習においてこども園では、地域の自然や文化にふれ地域の人々とふれあう体験を通して「ふるさと吉野」のよさを味わわせます。学校においては桜を育てる、紙すき、観光案内ボランティア等、地域の特色を生かした教育内容の工夫を行っています。

木育【「木にふれ、木に学び、木と生きる」】においては、発達段階に応じて木とふれあい木に親しみをもったり、木のよさや特徴を学んだり、木と暮らしや環境との関係等について考える学習を行っています。

また、教育の中で食育や食文化を次世代に引き継ぐ取組も行い、「吉野^{めぐみ}恵味計画」では、地域の方が育てた安全な食材を給食に取り入れる地産地消の取組を進めています。

具体的な取組

① 教育・保育環境の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	こども園において、子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるように、また、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、多様な子どもの人権を尊重する取組を進めます。	教育総務課
2	こども園において、子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また、社会性や主体性を育めるように、情操教育や体験活動を進めるとともに、地域の小・中学生や高齢者等との交流を図ります。	教育総務課
3	小・中学校において、道徳教育を進めるとともに、学校教育全般を通じて人権教育や豊かな心の育成に努めます。	教育総務課
4	小・中学校において、子どもが学ぶことが楽しく、自らの能力を伸ばしていけるように、基礎学力の向上に向けた取組を進めるとともに、地域の人材や物、事などを活用した特色ある学習内容の充実に努めます。	教育総務課
5	小・中学校において、情報を活用する能力の向上を図るとともに、情報倫理を守り有害情報を読み解く力の育成に努めます。	教育総務課
6	職場体験学習、自然体験学習、清掃活動やボランティア活動そして地域の行事への参加を通して地域の方との豊かな交流機会を持てるように取り組みます。	教育総務課
7	子どもの食生活を豊かにするとともに、正しい食生活の習慣を身につけることができるように、地場産の農作物を使った給食を推進するとともに、畑や田の仕事を体験する機会づくりを進め、『安心安全』で『新鮮で旬のおいしい味』を届け、子どもたちと地元の生産者との『つながり』のある活動にしていきます。	教育総務課
8	特別支援を要する子どもの教育・保育については、関係機関との連携を強化し、ニーズや障がいの程度、発達段階に応じた適切な保育・療育・教育が受けられるような就学指導をめざすとともに、就学後の相談体制の充実に努めます。	教育総務課 長寿福祉課
9	障がいや発達に遅れのある子どもの発達状況に応じた教育・保育をより一層充実するため、特別支援教育担当教職員等の人材の確保や各種研修会への参加を促進します。	教育総務課

No.	具体的な取組	担当課
10	庁内関係各課、県関係機関等の連携を強化し、障がいのある子どもや保護者に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談支援体制の構築に努めます。	教育総務課 長寿福祉課
11	こども園、小・中学校等施設の防犯対策等安全性の確保に努めます。	教育総務課
12	こども園、小・中学校等施設や設備について、学習を支援するため情報機器等設備の整備に努めます。	教育総務課
13	外国につながるのある子ども一人ひとりに応じて、小学校・中学校には日本語指導員を配置し、学習支援、子どもや保護者の困りごと・悩み事等の相談支援の充実に努めます。	教育総務課
14	こども園（町内1園）と施設一体型小中一貫校において、よりよい保育・教育環境を整え、こども園と小学校との連携、小・中学校では一貫した教育を推進します。	教育総務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7～11年度方向性	担当課
木育授業	こども園、小・中学校の子どもたちが年齢に応じた木とのふれあいを積み重ね、ふるさとへの愛着心をもつことを目指します。	こども園10回 小学校15回 中学校5回	継続	教育総務課
タブレットパソコン整備	小中学校に教育用パソコンとインターネット環境を整備しています。 令和7年度には端末を更新します。	GIGAスクール用端末330台 GIGAスクール対応LAN整備（令和2年度に整備済）	継続	教育総務課
こども園	令和5年度までは町立こども園2園で教育保育を行っていました。 令和6年度から、町立こども園1園、よしのこども園において、生後6ヶ月から就学前までの教育保育を行います。	実施	継続	教育総務課
ふるさと教育推進事業	ふるさと吉野町を知り、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思える人間の育成を目指します。	実施	継続	教育総務課
こども園における給食提供	給食は完全給食で、それぞれの年齢やアレルギーに応じたメニューを施設内で調理し提供します。また、子どもの成長段階や理解に応じて活動内容を工夫しながら、食育の推進に努めます。	実施	継続	教育総務課
学校給食提供	小中学校に安心安全な給食を提供します。また食に関する指導の全体計画に基づいて、食育の推進を図ります。	実施	継続	教育総務課
吉野 ^{めぐみ} 恵味計画事業	地元住民が栽培した旬で栽培管理された野菜を学校給食に使用し、食育をあわせて推進します。	実施	継続	教育総務課
外国につながるのある子どもへの支援	外国につながるのある子どもの教育支援体制や支援内容の充実に努めます。	実施	継続	教育総務課

(5) 児童の健全育成の取組

吉野町の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用し、地域で子育てを支える仕組みをつくとともに、地域の教育力や子育て力を高める活動を推進します。

また、社会の変化に柔軟に対応できる人間の育成が求められているとともに、心豊かな人材の育成も同時に求められています。吉野町には歴史資料館や公民館、図書室などがあります。また、子どもを対象とした文化・スポーツ・レクリエーション活動などの多様な体験活動が行われています。子どもの体験活動などの充実や、子どもがたくさんの本と身近にふれあうことのできる読書環境をつくること、また地域のスポーツ活動を活性化させること、そして、吉野の特産品などを身近に感じふれあう環境をつくることなどは、健全育成や心豊かな成長に大きな意味を持つと考えられ、引き続き推進していく必要があります。

具体的な取組

① 遊び場や居場所づくりの推進

No.	具体的な取組	担当課
1	乳幼児の保護者同士、子ども同士が交流できる場として、地域のコミュニティ施設の活用等を促進するとともに、遊び場・公園の整備に努めます。	教育総務課

② 地域支援体制の確立

No.	具体的な取組	担当課
1	主任児童委員、民生児童委員、青少年の健全育成指導団体やスポーツ指導者等子育てに関係する地域団体や住民グループ等が、子育てに関する情報交換を行うとともに、参加団体の交流を深める機会の提供を図ります。	教育総務課 長寿福祉課
2	身近な地域で子育てを見守り、支援する小地域のネットワークの形成に努めます。	教育総務課 長寿福祉課

③ 豊かな体験や交流機会の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	吉野町とはどんな町か、将来どんな町になることをめざしているのかなど、副読本や町のホームページ、C V Yなどを活用し、子どもの関心を高めるとともに、子どもに関する施設や事業の整備・検討に際して、子どもの意見を聞いたり、子ども自身が提言をまとめたりする機会の提供に努めます。	教育総務課
2	子どもが地域社会の一員としての自覚や社会性を身につけることができるように、地域の行事や町民体育祭・文化祭、防災訓練等地域活動への参加を促進するとともに、二十歳の集い実行委員会、スポーツ少年団の参加を促進します。	教育総務課 生涯学習課
3	小・中学生や青年の自然体験やボランティア活動を促進するため、情報の収集・発信、相談等の支援を行います。	教育総務課
4	恵まれた自然環境の中での団体活動や野外活動を通して、青少年の健全育成と住民生活の向上を図るため、屋外教具の整備充実と指導者の育成を進めます。	教育総務課
5	「吉野スポーツクラブ」等、スポーツに親しみながら健康づくりや地域の交流が深められるように、活動を促進するとともに、地域のスポーツ指導者の育成支援に努めます。	教育総務課

No.	具体的な取組	担当課
6	県や関係機関・団体等との連携・協力により、子どもたちの創造性や豊かな感性が育まれるような芸術・文化・歴史にふれる機会の提供に努めるとともに、歴史資料館や公民館講座等における体験活動機会の提供を充実します。	教育総務課 産業観光課
7	こども園、小・中学校、公民館等において、異年齢交流や世代間交流など、様々な人との交流活動の充実を図ります。	教育総務課

④ 健全育成の環境づくり

No.	具体的な取組	担当課
1	青少年・社会教育関係団体と連携して、インターネット等の利用をはじめ、現在の環境に見合った健全育成対策を進めます。	教育総務課 生涯学習課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7～11年度方向性	担当課
スポーツ少年団活動 (吉野スポーツクラブ バジュニア部門)	スポーツ少年団活動を通じて、少年少女の心身を鍛練するとともに、協調性や創造性などを育み、豊かな人間性の形成に寄与することを目的としています。 種目：野球・サッカー・陸上・バレー・カヌー	団員数 85人	継続	生涯学習課
子ども向けスポーツ教室 (社会体育指導助成事業)	吉野スポーツクラブ委託事業です。 種目：太極拳・自衛術・レディスゴルフ教室・エアロビクス・ニューチェア・夏休み体力UP・子ども駅伝・ノルディックウォーキング・小学生カヌー・スクールエースプログラム	のべ参加者 1,325人	継続	生涯学習課
スポーツ推進委員	各スポーツ教室開催時や日々活動時の補助・協力をします。	推進委員 11人	継続	生涯学習課
社会教育セミナー (地域学校協働活動課外体験)	社会教育セミナーの一環として、主に小学生を対象に、夏と秋の体験教室を開催します。 (令和4年度から実施)	実施回数 2回 のべ参加者 64人	継続	生涯学習課
公園・遊び場の整備	児童の健全育成、子育て親子が交流できる場として、公園・遊び場の整備をします。	1カ所	継続	生涯学習課
パートナーシップ事業	地域の人々が教育活動に参画し、教員と熟議し協働で教育活動に取り組みます。 ＜令和5年度まで実施＞	ボランティア登録者数 89人	終了	生涯学習課
地域学校協働活動	地域の人々が教育活動に参画し、教員と熟議し協働で教育活動に取り組みます。 ＜令和6年度より実施＞		継続	生涯学習課
青少年指導員事業	小・中学校にて挨拶運動(月1回)を行うとともに、夏休み啓発活動(ちらし配布・地区懇談会参加)を行います。	指導員 13人	継続	生涯学習課
青少年問題協議会事業	青少年の非行・被害防止運動のため、街頭及び学校への訪問啓発を行います。また、巡回指導(初市等)も実施します。	8回	継続	生涯学習課

(6) 経済的な支援

子育てに伴う経済的支援について継続して実施していきます。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、環境と教育の機会均等を図るよう努めます。また、関係機関と連携し、相談支援、切れ目のない子育て支援、教育支援など必要な支援を行い、子どもの貧困対策の推進に努めます。

具体的な取組

① 子育てに伴う経済的支援

No.	具体的な取組	担当課
1	所得に応じて、中学生までの児童がいる家庭に児童手当を支給します。令和6年10月支給分より高校生までの児童がいる家庭に支給します。(所得制限はありません。)	町民税務課
2	高等学校卒業までの子どもに対し、医療費の全額助成をします。	町民税務課
3	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に修学旅行、学用品、給食費等に対する就学援助費を支給します。	教育総務課
4	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成(所得制限があります。ただし、吉野町では、所得超過であっても、児童については、子ども医療費助成を受けることができます。)などを行います。	町民税務課
5	20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当(所得制限があります)、障害児福祉手当(所得制限があります)、心身障害者医療費助成(所得制限があります)などの制度について周知し、利用の促進を図ります。	町民税務課 長寿福祉課
6	高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に通学する生徒に対し、修学における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とし、通学費の一部を助成します。	教育総務課
7	有為な人材を育成支援するとともに、吉野町への定住を促進することを目的とし、大学、専修学校等に在学している人で向上心を有する町民に月額30,000円を限度とし奨学金の貸付を行います。卒業後3年以内に吉野町に居住し、引き続き一定期間町内に居住したとき返済金の全額または一部を免除します。	教育総務課
8	こども園・幼稚園・保育所を利用する園児の保育料を無償化し、認可外保育施設等を利用する園児の保育料は一部助成をします。	教育総務課
9	よしのこども園を利用する園児の給食費を無償化します。	教育総務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
児童手当の支給	所得に応じ、中学生までの児童の家庭に児童手当を支給します。令和6年10月支給分より拡充します。(対象年齢：高校生世代までの児童、所得制限撤廃)	のべ児童数 3,996人	継続	町民税務課
子ども医療費助成制度	吉野町内に住む高等学校卒業までの子どもに対し、医療費の全額助成をしています。	受給者 384人	継続	町民税務課
就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に修学旅行、学用品、給食等に対する就学援助費を支給しています。	39人	継続	教育総務課
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の支給	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、要件を満たす保護者に手当の支給(支給は県)、医療費助成を行います。	【児童扶養手当】 受給者36人 【ひとり親家庭等医療費助成】 受給者68人	継続	町民税務課
高等学校等通学費補助金制度	高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に通学する生徒に対し、修学における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とし、通学費の一部を助成します。	68人	継続	教育総務課
定住促進奨学金制度	向学心を有する町民に奨学金を貸与し、有為な人材を育成支援するとともに吉野町への定住を促進します。 月額3万円の奨学金を貸付、大学等卒業後3年以内に町内に居住し、引き続き返済期間の全部又は一部に相当する期間、町内に居住したとき返済金の全額又は一部を免除します。	4人	継続	教育総務課
保育料の保護者負担額の軽減	こども園などの特定教育・保育施設(こども園・保育所・幼稚園)及び特定子ども・子育て支援施設(認可外保育施設等)の利用に係る保護者負担費用の無償化・一部助成を行います。	【特定教育・保育施設】 負担額の無償化 【特定子ども・子育て支援施設】 負担額の一部助成	継続	教育総務課
こども園給食費の保護者負担軽減	よしのこども園を利用する園児の給食費を無償化します。	実施	継続	教育総務課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	被生活保護世帯に対し、こども園利用時の実費徴収分費用について全額補助します。	対象者 0人	継続	教育総務課

(7) ひとり親家庭等の自立支援

吉野町では、ひとり親家庭に対して、見守り・相談体制を整えるとともに、関係する福祉団体等とも連携を取りながら、支援の輪を広げています。また、ひとり親家庭の子どもへの健やかな育ちを支援するため、各種保育サービスの提供や相談、情報提供体制の充実に努めています。今後は、子どもへの健全な育成を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の規定等を踏まえたきめ細かな福祉サービスや、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を行います。

具体的な取組

① ひとり親家庭等の自立のための支援

No.	具体的な取組	担当課
1	父または母のいない児童または父または母が重度の障がいがある場合、18歳に達する日以降最初の3月31日まで(心身に一定の障がいがある場合は20歳まで)の児童を監護している母又は父や、母又は父に代わってその児童を養育している方に、家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童扶養手当を支給していきます。	町民税務課
2	ハローワーク下市、高田しごとiセンター、高田こども家庭相談センター、奈良県スマイルセンター等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。	産業観光課
3	ひとり親家庭の子どもが高校・大学進学などに進学する際、「修学資金」、「就学支度資金」などの県母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付制度について福祉事務所と連携し、相談支援や情報の提供に努めます。	長寿福祉課
4	母子家庭の母親、父子家庭の父親の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付事業、高等職業訓練促進事業について福祉事務所と連携し、相談支援や情報の提供に努めます。	長寿福祉課
5	母子・父子家庭等の自立支援や疾病時などに支援を行うため、家庭生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話をを行う、奈良県母子福祉連合会が実施しているひとり親家庭等日常生活支援事業について周知します。	長寿福祉課
6	学童保育所等の保育料を一部減免します。	教育総務課
7	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成(所得制限があります。ただし、吉野町では、所得超過であっても、児童については、子ども医療費助成を受けることができます。)などを行います。(再掲)	町民税務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の支給【再掲】	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、要件を満たす保護者に手当の支給(支給は県)、医療費助成を行います。	【児童扶養手当】 受給者36人 【ひとり親家庭等医療費助成】 受給者68人	継続	町民税務課

(8) 仕事と子育ての両立の支援

男女ともに個性や能力を発揮し、多様な働き方が実現される環境づくりが求められており、安定した雇用の上で仕事と家庭のバランスがとれる多様な働き方が選択できる、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要となっています。

また、結婚や出産、育児に際して、希望に応じた就労継続、あるいは就労中断後における再就職支援や若年者への就労支援など、子育てと仕事の両立ができる環境を整えることが求められています。

そのため、事業所に対して男女にかかわらず働き方の見直しや育児・看護休業制度の取得と父親の育児参加への支援を呼びかけるとともに、職場内での子育てへの理解と意識の啓発に努めます。

具体的な取組

① 働き方の見直しの啓発活動

No.	具体的な取組	担当課
1	男女が共に仕事と家庭・地域生活とを両立し、いきいきとした生活を送ることが重要であることを、住民や企業等に対して啓発を行います。	総務課
2	育児・看護休業について、取得率の向上を事業所等に働きかけます。	総務課

② 男女共同参画の意識づくり

No.	具体的な取組	担当課
1	男女共同参画社会についての啓発と男女の固定的な役割分担意識を見直し、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性について意識啓発を進めます。	町民税務課
2	小・中学校において、男女の固定的な役割分担の問題を考える機会の提供や、男女が共に家庭生活を担うことの重要性について理解・認識を深めるとともに、家庭での役割について家族が分担することの意義や重要性についての教育を推進します。	教育総務課
3	父親が育児や家事に参加する意義や重要性について、様々な機会を通じて啓発を進めます。	教育総務課 長寿福祉課

③ 多様な働き方への支援

No.	具体的な取組	担当課
1	県ハローワークやターミナル職業相談センター、パートバンク、高田しごとiセンターの紹介をはじめ、これらの機関との連携を図り、就職情報の提供に努めます。	産業観光課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7～11年度方向性	担当課
男性の育児・家事の参画促進	男性が家事や育児参加する意義や重要性について機会をとらえ啓発します。	—	実施	教育総務課 長寿福祉課
ハローワークの求人情報の提供	ハローワークで情報提供している求人情報を得やすいよう、パンフレットの設置や合同面接の周知など、就業機会の確保を図ります。	実施	継続	産業観光課

2. 地域における子育ての支援

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

社会環境の変化により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなったり、地域とのつながりの希薄化などから、子育てに対する負担感や孤立感が高まる傾向にあります。こうした状況を受けて、家庭での子育てを基本としながらも、社会全体で子育て家庭を支えていくことが引き続き求められています。

吉野町においては、ブックスタート事業やファーストToy事業を通じて吉野町らしい低年齢児への子育て支援を行うとともに、子どもや子育てをめぐる情報交換や交流を深めることで、町ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭を支えていくまちを目指していきます。

また、インターネットやスマートフォン等の情報化社会の急速な進展に伴い、吉野町も子育てに役立つ「子育て情報メール」や「母子健康手帳アプリ」など様々なツールを通して情報提供を行っていきます。

そして、子育てに関する悩みや不安を解消するための相談体制の整備に努めます。

具体的な取組

① 地域ぐるみの子育て支援

No.	具体的な取組	担当課
1	こども園が地域の関係機関や関係者との連携を図り、地域の養育力の向上や活性化が行われるよう、在宅で子育てをしている家庭への支援について更に積極的な推進を図ります。	教育総務課
2	こども園や町公民館など地域の施設を利用して、親子交流や世代間交流、育児不安や悩みの相談など、気軽に行える機会の提供に努めます。	教育総務課
3	おもちゃや絵本を通じた親子のふれあいの楽しさを伝えていくため、乳児健診時、木のおもちゃを贈呈するファーストToy事業と、絵本を贈呈し絵本の読み聞かせをするブックスタート事業を継続して実施していきます。	教育総務課 社会福祉 協議会
4	母親等が子育てに自信をもって取り組めるように、子育て情報パンフレット等の配布を行うとともに、子育て講座や懇談会、講演会等の開催を進めます。	教育総務課
5	子育て中の母親等が地域で子育ての悩みを抱えたまま孤立することのないように、様々な機会を利用して支援を進めるとともに、地域での自主的な活動を支援します。	教育総務課 長寿福祉課
6	家庭で保育する母親等の子育て不安の軽減や、親子同士の交流を図るため、こども園において地域の子育て家庭を支援する取組を継続します。未就園児親子の交流の場の運営や行事を通じての地域の異年齢児、世代間交流も継続します。	教育総務課 長寿福祉課
7	ふるさとの特性を生かし、子どもをはじめとするすべての人たちが、木のぬくもりを感じながら楽しく豊かに暮らしを送ることができるよう、木育を推進していきます。	教育総務課

② 情報提供と相談活動の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	妊娠届け時をはじめとし、乳幼児健康診査等いろいろな保健事業の機会を通して、育児の悩みや不安の解消に努めるとともに、県の子育て関連相談機関窓口や子育て関連のイベントなど家庭教育に必要な知識や情報の提供に努めます。	教育総務課 長寿福祉課
2	親子交流や世代間交流の機会を利用して、育児不安や悩みの相談など、気軽に行える機会の提供に努めます。	教育総務課 長寿福祉課
3	主任児童委員や民生児童委員等が地域の身近な子育て相談者や情報提供者になるよう、研修の充実に努めます。	長寿福祉課

No.	具体的な取組	担当課
4	吉野町の子育て情報をまとめた冊子「よしの子育てガイドブック」を必要に応じて再編し、情報提供を行います。	教育総務課
5	吉野町子育てメール配信において、町民の方への子育て情報を配信し、情報提供を行います。	教育総務課
6	母子健康手帳アプリによる情報配信サービスで、町母子保健事業を対象となる方に毎月配信。また、全登録者に適宜配信している地域や季節の健康情報等の提供を継続して実施していきます。	長寿福祉課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7～11年度方向性	担当課
ブックスタート事業	絵本を通じて親子で本と親しむきっかけとなるように、乳幼児健診時の0歳児を対象に絵本を手渡します。	9人	継続	社会福祉協議会
ファーストトイ事業	木のおもちゃを町内に生まれた赤ちゃんに贈り、吉野材を使い、吉野の人の手で作られた安心・安全な木のおもちゃに触れ子どもの頃から木を身近に感じてもらいます。	10人	継続	教育総務課
にこにこランド	よしのこども園で、未就園児と保護者が集まり、リズム遊びや運動遊びなど年齢に応じた遊びを行います。(毎週火曜日)	実施回数 36回 (2カ所) 参加家庭 135家庭 参加人数 271人	継続	教育総務課
にこにこルーム	よしのこども園で、未就園児と保護者が集まり、子育てについての情報交換などを行える場を提供します。(毎週木曜日)	実施回数 のべ34回 参加家庭 のべ67家庭 参加人数 のべ129人	継続	教育総務課
子育て講座	就学前幼児と保護者を対象に、遊びや子育てに関する講座を開き、子育てに関する正しい知識を学ぶことで、子育ての不安を解消し、子育ての楽しさを学びます。	実施回数 10回 参加人数 63人	継続	教育総務課
研修会・イベント等の託児	町主催の研修会・イベント・健康診断等で、就学前幼児等の託児を行います。	3回	継続	教育総務課
子育て応援BOOKの配布『よしの子育てガイドブック』	町内の子育て支援施策を1冊の冊子にまとめ、就学前児童のいる家庭に配布します。令和6年度に改訂版を発行。	妊婦届出・転入時配布	継続	教育総務課

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
子育て情報メール配信	子育てに関する情報をメール配信します。	子育てメール 11回	継続	教育総務課
子育て応援(母子健康手帳)アプリの配信	母子健康手帳の内容を電子化したスマートフォン向けのアプリ。町からの乳幼児健診案内や月齢に応じた子育て情報を配信しています。(平成29年度より母子健康手帳アプリ開始→令和4年7月～町公式子育て応援アプリとして充実)	登録者数 57人	継続	長寿福祉課

○吉野町子育てメール配信内容

にこにこランド・ルーム、子育て相談等の案内、

こども園・小学校のインフルエンザ状況等の情報提供、各種子育てに関するイベント等の案内

(登録方法)

町民の方が任意で配信サービスに登録

登録用メールアドレス：town-yoshino@entory.mail-dpt.jp

変更用メールアドレス：town-yoshino@check.mail-dpt.jp

解約用メールアドレス：town-yoshino@cancel.mail-dpt.jp

※登録用QRコード



※変更用QRコード



※解約用QRコード



○母子健康手帳アプリ内容

妊娠～子育てに関する情報、予防接種スケジューラー機能や電子母子手帳機能

(登録方法)

町民の方が任意でアプリに登録

【Google Play】



【App Store】



(2) 教育・保育サービスの充実

吉野町では3歳未満の低年齢児の保育需要が高まっています。

よしのこども園では、多様化した保育ニーズを踏まえ、柔軟な対応ができるよう教育・保育内容の充実を図るとともに、それに合わせて、施設の整備、人材の確保、教育・保育内容の質の向上など、子どもにとって良好な保育環境に向け、より一層充実させていきます。また、安心して子育てと仕事が両立できる社会を目指すために、持続可能な保育を提供しています。一時預かりの利便性の向上を図るとともに、未就園の乳幼児が適切な遊び及び生活を体験できる場として、こども誰でも通園事業を始めます。

また、吉野町立学童保育所（吉野さくら学童クラブ）においては、日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図ります。

具体的な取組

① 教育・保育サービスの量と質の確保

No.	具体的な取組	担当課
1	保護者の就労や病人の看護等で保育を必要とする家庭を支援するため、一時預かりを進め利用者の希望する日に子どもを預かれる体制を整えます。また、保育の必要性の認定について国の最低基準に定めます。	教育総務課
2	保護者の就労と子育ての両立を支援するため、19時までこども園を開園します。	教育総務課
3	低年齢からの受け入れや長時間の保育など、子育てと仕事の両立ができるよう、保育教諭や職員の人材確保に努めます。	教育総務課
4	潜在保育士や保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生を対象に、町内こども園への就労につながるよう、こども園見学会等を実施します。	教育総務課

② 放課後児童対策の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童を対象とし、地域の積極的な協力を得ながら、適切な遊び及び生活の場を与えて健やかな育成を図る「学童保育」を実施します。	教育総務課
2	学童利用人数の増加や支援を要する児童の受入に対応するため、人材の確保に努め体制を整えていきます。	教育総務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
一時預かり (こども園 在園児1号 対象)	通常保育の時間(8:30~14:00)以外に預かり保育(7:30~8:30)(14:00~19:00)を行います。 保育料は利用時間により異なりますが、1時間約100円です。	のべ利用者 183人	継続	教育総務課
一時預かり (未就園児 対象)	保護者の就労、出産、リフレッシュの場合にこども園で一時的に保育します。 保育料は、4時間以内は1回750円、4時間超は1回1,500円です。	登録者 7人 利用者 4人	継続	教育総務課

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
延長保育 (こども園 在園児2・3号 対象)	通常保育の時間(8:30~16:30)以外に延長保育(7:30~8:30)(16:30~19:00)を行っています。 保育料は利用時間により異なりますが、1時間約100円です。	のべ利用者 127人	継続	教育総務課
こども誰でも 通園(乳児等通 園支援)	こども園・保育所等に通っていない満3歳未満児を、月一定時間こども園において保育をします。		新規 令和8年度 から実施	教育総務課
吉野町立学童 保育所 吉野さくら 学童クラブ	吉野小学校敷地内の吉野さくら学童クラブにて、小学校6年生までを対象に学童保育を行います。 保育時間は授業終業後19:00まで、学校休業日は7:30~19:00までです。	登録者数 65人 のべ利用者 6,955人	継続	教育総務課
学童一時保育	吉野さくら学童クラブにて、一時的に保育を行います。 保育料は、5時間以内は1回500円、5時間超は1回1,000円です。	登録者数 4人 のべ利用者 13人	継続	教育総務課
病後児保育 事業	病気回復期にある児童を保育所等にて一時的に保育します。 認定こども園きたの学園に委託を行っています。(大淀町) 令和7年度~大淀町子育て支援拠点施設未来樹に委託を行います。(大淀町)	3人	継続	教育総務課

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもなど、支援を必要とする子どもに対しては、保健、医療、福祉、教育などが連携し、乳幼児健康診査の場や育児相談の機会を活用して早期発見から早期療育の充実を図っています。また、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を実施しています。障がいのある子どもが健やかに成長し、またその保護者への支援を行うため、母子保健事業やこども園・学校との連携を強化するとともに、療育の充実を図るために障がい福祉サービス事業とも連携しながら、一人ひとりのニーズに応じた専門的支援やフォロー体制の構築を図ります。

具体的な取組

① 早期発見と療育・教育の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	障がい児等に対する福祉の向上を図るため、放課後等デイサービス、児童発達支援、短期入所等の福祉サービスの提供を行います。	長寿福祉課
2	乳幼児健康診査で障がいの早期発見に努めるとともに、育児相談、育児サークルの場において保護者との情報交換や相談に適切に対応できるように充実を図るとともに、専門的医療が必要な乳幼児に対しては、保健所や医療機関などとの連携による療育を推進します。	長寿福祉課
3	庁内関係各課、県関係機関等の連携を強化し、障がいのある子どもや保護者に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談支援体制の構築に努めます。(再掲)	教育総務課 長寿福祉課

② 障がい児へのサービスの充実

No.	具体的な取組	担当課
1	障がい児等に対する福祉の向上を図るため、放課後等デイサービス、児童発達支援、短期入所等の福祉サービスの提供を行います。(再掲)	長寿福祉課
2	日常生活上の不便さを軽減するため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付(補装具)や日常生活用具給付事業などの日常生活の支援を行います。	長寿福祉課
3	20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当(所得制限があります)、障害児福祉手当(所得制限があります)、心身障害者医療費助成(所得制限があります)などの制度について周知し、利用の促進を図ります。(再掲)	長寿福祉課 町民税務課
4	身体障がい児が障がいの進行を防ぐ治療や、障がいの軽減が可能な治療の場合に、必要な医療の給付を行う育成医療について周知し、利用の促進を図ります。	長寿福祉課
5	外出時の経済的支援を図るため、0～75歳以下の療育手帳A、身体障害者手帳1・2級の方を対象にタクシーは初乗り料金を助成するチケットを支給します。	長寿福祉課
6	日本語に不慣れな外国の方で障がい福祉サービスを利用する際の聞き取り調査や相談などにおいて外国語通訳者を派遣し、スムーズにサービスにつなげます。	長寿福祉課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
特別児童扶養手当の支給	障がい児のいる家庭の経済的負担を軽減するため、要件を満たす保護者に手当の支給（支給は国）、助成を行います。	【特別児童扶養手当】 受給者 24人	継続	町民税務課
障害児福祉手当等の支給	障がい児のいる家庭の経済的負担を軽減するため、要件を満たす保護者に手当の支給、助成を行います。	【障害児福祉手当】 受給者 4人	継続	長寿福祉課
こども園において障がい児受入	発達障がい等をもつ幼児が集団生活になじめるよう、担当職員を配置し保育を行います。	7人	継続	教育総務課
吉野さくら学童クラブにおいて障がい児受入	発達障がい等をもつ児童の保育を行います。	7人	継続	教育総務課
特別支援教育（支援員の配置・教育支援委員会）	障がいをもつ児童生徒に対して援助を行うため、支援員を配置します。また、教育的支援を要する園児・児童生徒の適正な就学を図ります。	【支援員】 13人 【教育支援委員会】 2回	継続	教育総務課
障がい児通所支援	障がい児の健全育成と保護者の負担軽減のため、放課後等デイサービス、児童発達支援等の通所支援を行います。	利用者 31人 【放課後デイサービス】 のべ利用者 228人 【児童発達支援】 のべ利用者 64人 【相談】 のべ利用者 62人	継続	長寿福祉課
特別支援教育担当者会	町内のこども園、小中学校、教育委員会、障がい福祉担当者において障がい等をもつ児童、生徒の情報交換を行い、特性に応じた療育、教育の充実を図ります。	2回	継続	教育総務課 長寿福祉課
吉野町障がい者外出支援タクシー事業	0～75歳以下の療育手帳Aもしくは身体障害者手帳1・2級を所持されている方に対し、初乗り料金を助成するタクシーチケットを年12枚支給するため、対象者に申請書を配布します。	対象者 5人 申請者 1人	継続	長寿福祉課
吉野町外国語通訳者派遣事業	相談や障がい福祉サービス更新におけるモニタリングなどに外国語通訳者を派遣します。		継続	長寿福祉課

(4) 要保護児童対策の充実

吉野町では、子ども家庭相談センター、警察、医師会、歯科医師会、福祉事務所、保健所、教育委員会、民生児童委員協議会、保健センター等で構成する「吉野町要保護児童対策地域協議会」で、関係機関が保護の必要な子ども等に関する情報を共有し、地域全体で子ども等を見守る支援体制を確保しています。また、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に民生児童委員、主任児童委員とともに訪問し、乳児と保護者の心身の様子や養育環境の把握に努めています。今後も、母子保健事業をはじめ、こども園、学校等関係機関が日常業務において、虐待への気づき、子どもと保護者の視点を持ち、虐待の予防、早期発見・対応を図ります。

○児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）番で、発信者の近くの児童相談所（子ども家庭相談センター）に繋がっています。

具体的な取組

① 児童虐待防止対策の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	母子健康手帳交付時から乳幼児健診、訪問指導等各種母子保健事業を通じて保護者や子どもの様子を見守り、保護者の育児ストレスを解消し、子育てが楽しく感じられるように、育児不安の軽減や育児に関する情報の提供などの支援を図ります。また、健康診査等未受診者に対するフォローを行い、虐待が疑われるケースや子育てに不安を抱き孤立しているケースについて、面接相談や家庭訪問等による育児支援に努めます。	長寿福祉課
2	「吉野町要保護児童対策地域協議会」の構成機関である教育関係、福祉関係団体や警察等からなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた住民啓発を進めます。	教育総務課 長寿福祉課
3	養育支援の必要な世帯には、「養育支援訪問事業」で保健師等が訪問し育児相談・支援を行います。	長寿福祉課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
養育支援訪問	養育支援の必要な家庭に、保健師等が訪問し育児相談・支援を行います。	7家庭	継続	長寿福祉課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かります。	0人	継続	長寿福祉課

(5) いじめ、不登校に対する対応

いじめ、不登校・ひきこもりなど、悩みや問題を抱えている子どもや保護者への対応について関係機関が連携し、きめ細かな支援を行います。

具体的な取組

① 子どもに対する相談支援の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもが悩みや不安を気軽に相談でき、子どもの保護者からの相談にも対応できるように、教職員や養護教員の研修に努めます。	教育総務課
2	県の相談機関の紹介等情報提供を図ります。	教育総務課 長寿福祉課
3	不登校児童やひきこもりの子ども、発達障がい等の問題について、教職員等の研修に努めるとともに、対応策について検討します。	教育総務課
4	吉野町では小・中学校において、スクールカウンセラーを配置しています。またスクールソーシャルワーカーによる学校訪問も行っています。子どもと接する機会をもつことはもちろん、職員も指導を受けて不登校や様々な問題を抱えている家庭に対してケアを図ります。また、保護者への支援も行っています。	教育総務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
教育相談(スクールカウンセラー)	小中学校で様々な問題に対応し、心のケアを充実させるためカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させています。	配置回数 32回 のべ相談者 73人	継続	教育総務課
子育て相談	子どもに関することは何でも無料で相談ができ、相談員が対応します。(町中央公民館にて月1回)	実施回数 11回 相談者 16人	継続	教育総務課

いじめ問題等に関する相談窓口(奈良県)

相談機関	電話番号
あすなろダイヤル(県立教育研究所)	0744-34-5560
24時間いじめ相談ダイヤル	0570-078310
ヤング・いじめ・110番(奈良県警察少年サポートセンター)	0742-22-0110
ヤング・いじめ・110番(奈良県警察中南和少年サポートセンター)	0744-27-4544
奈良すこやかテレフォン(社会福祉法人 奈良いのちの電話協会)	0742-35-1002
チャイルドラインなら(社会福祉法人 奈良いのちの電話協会)	0742-35-1000
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-26-3788
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079

(6) 地域の子育て力の向上

こども園・小・中学校では、地域の方を招き、子どもたちが活動を発表したり、地域の方に昔の遊びを紹介してもらったりするなどの交流を行っています。子どもたちが高齢者とふれあう機会を得ることで、将来の社会福祉のあり方を考える機会として取り組んでいます。

そして、こども園・小・中学校と家庭・地域が一体となった教育、「地域と共にある学校づくり」をめざしています。そのためには、地域、保護者に教育への理解を求めつつ協働体制をさらに強化していくことが大切で、令和6年度より吉野町学校園運営協議会（コミュニティスクール）を設置し、地域学校協働活動と一体的に推進し、こども園・小・中学校と地域の方々が協働で子どもたちの教育課題への取組を進めています。

また、学校評価を行い教育課程や指導計画、指導方法について幅広い視点から見直しを行っています。今後も学校園運営協議会（コミュニティスクール）や学校評価等を十分に活用して学校運営の改善や教職員の意識改革を推進していきます。

具体的な取組

① 子育て支援活動の促進

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもが次代を担う人として成長できるように、地域で子育てを支援することの大切さなどについて、様々な機会を活用して地域住民や団体等に対して啓発を行います。	教育総務課 長寿福祉課
2	こども園、小・中学校が家庭や地域と連携し、一体となって子どもの健やかな成長を図り、地域とともにある学校（園）づくりを進めます。	教育総務課
3	学校（園）は、自己評価を行い、保護者に対してアンケートを実施するとともに、学校関係者評価を実施して、学校（園）の改善を行います。	教育総務課
4	教育内容・教育活動の状況や成果、そして学校評価の結果など保護者や地域に積極的に情報発信するように努めます。	教育総務課
5	子どもたちが交通事故や虐待、犯罪の被害にあわずに安心して安全な生活を送ることができるよう、地域の見守り活動を促進します。	教育総務課 生涯学習課
6	学校生活を豊かにするために、学校と地域の指導者の連携を図り、部活動の地域との連携に努めます。	教育総務課

② 地域でのふれあい交流の促進

No.	具体的な取組	担当課
1	子育て中の保護者やこれから保護者になる人、子育てを終えた人などが集まり、子育ての知恵や生活の知恵などを出し合ったりする懇談会の開催を推進します。	教育総務課
2	こども園、学校等において地域の方との交流を促進します。	教育総務課
3	学校等の特別活動やこども園等の創造活動等に高齢者の多様な経験や培われた技能の活用を促進します。	教育総務課
4	就学前幼児（主に未就園児）とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間作りを行う場所として、にこにこランド、にこにこルームを開催し、子育てについての相談、情報の提供等支援を行います。	教育総務課
5	町民のみなさんによるふれあい交流の企画と実践、子ども自身の企画や運営への参加等を促進します。	教育総務課
6	学校において保護者や地域の方に授業や運動会・文化発表会等を公開します。また、活動を通して、学校の取組や教育活動についての理解が得られるように努めていきます。	教育総務課

③ 生活文化の伝承

No.	具体的な取組	担当課
1	核家族化が進む中で、生活の知恵や食文化、子育ての知恵など次世代に引き継ぐべきものを伝え、新たなツールなども活用し、互いに融合しながら三世代交流等を推進します。	教育総務課 長寿福祉課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
子育てサポーター	地域で子育てをサポートしていただく子育てサポーターを派遣します。	サポーター登録37人のべ活動回数90回	継続	教育総務課
パートナーシップ事業【再掲】	地域の人々が教育活動に参画し、教員と熟議し協働で教育活動に取り組みます。 ＜令和5年度まで実施＞	ボランティア登録者数89人	終了	生涯学習課
地域学校協働活動【再掲】	地域の人々が教育活動に参画し、教員と熟議し協働で教育活動に取り組みます。 ＜令和6年度より実施＞		継続	生涯学習課
学校評価	自己評価や保護者アンケートなどにより学校の取組を評価します。	実施	継続	教育総務課
学校評議員制度	学校・園運営に関して意見をいただき、より一層「開かれた学校づくり」を推進します。 ＜令和5年度まで実施＞	実施	終了	教育総務課
学校園運営協議会	学校・園運営に関して意見をいただき、より一層「開かれた学校づくり」を推進します。 ＜令和6年度より実施＞		継続	教育総務課 生涯学習課

(7) 人材の育成

近年では核家族化の進行や近隣関係の希薄化などの要因により、子育てが小さな単位の中で完結している状況がみられます。しかし、吉野町において子育ては保護者のみの問題ではなく、社会一人ひとりの問題であるにとらえ、地域社会全体で子どもの成長を見守ることができるよう、積極的に意識啓発を行っていくことが必要だと考えます。そのためにも、子育て支援ボランティア等、地域で自主的に活動する子育て支援にかかわる人材育成も重要です。

吉野町では町主催の子育てサポーター養成講座を開催し、「子育てサポーター」として登録後未就園児親子の交流の場、健診・研修会時の託児など子育て支援にかかわっています。

今後も、子育て支援を充実させていくために、人材を確保するとともに、子育てサポーターのスキルアップ、専門性の向上を進めていきます。

具体的な取組

① 次代の担い手づくり

No.	具体的な取組	担当課
1	中高生や大学生などを対象に、町のイベントやこども園、学童保育所でのボランティア受け入れを検討します。	教育総務課
2	青年層に対して、子育ての楽しさを積極的にPRしていきます。また、男女が共に親になる喜びや子育ての楽しさを体験でき機会を提供するとともに、子育て関連サービスや相談窓口等に関する情報提供を図ります。	教育総務課

② 子育て支援人材の育成

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもの健全な育成を図るため、子どものサークルやスポーツ活動を指導・育成するための指導者の育成に努めるとともに、地域における子どもたちの自主的な活動を促進するため、青少年リーダーの育成を推進します。	教育総務課
2	子育て中の保護者の悩みを聞いたり、子育て支援に関するサービスについての情報などを提供したりする、子育てサポーターの育成を推進します。	教育総務課
3	子どもの育ちや子育てを支援するため、地域住民のもつ様々な知識や経験の活用を促進します。	教育総務課 長寿福祉課

③ 子育て支援研修の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもの育ちや親育ち、子育てを支えることの必要性や子どもが次代を担う自立した大人として成長できるように支援することの大切さなどについて、子育て関連団体の研修を進めるとともに、団体でできることの確認と実践を促進します。	教育総務課
2	行政職員をはじめ教職員、関係機関等が連携し、子育て関連情報の共有や子どもや子どもを取り巻く環境等についての現状や課題、今後取り組むべきことの検討など、研修の充実に努めます。	教育総務課 長寿福祉課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
青少年指導員事業 【再掲】	小・中学校にて挨拶運動(月1回)を行うとともに、夏休み啓発活動(ちらし配布・地区懇談会参加)を行います。	指導員 13人	継続	生涯学習課
青少年問題協議会事業 【再掲】	青少年の非行・被害防止運動のため、街頭及び学校への訪問啓発を行います。また、巡回指導(初市等)も実施します。	8回	継続	生涯学習課
子育てサポーター 【再掲】	地域で子育てをサポートしていただく子育てサポーターの養成やレベルアップ講座を行います。	サポーター 登録37人 のべ活動回数 90回	継続	教育総務課

3. 安心して子育てできる環境の整備

(1) 子どもの人権尊重の意識づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、子どもの人権問題が子どもの立場に立った視点から解決されるよう、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明や参加の機会づくり、子どもと大人が良きパートナーとなれる関係づくりを促進する必要があります。

吉野町では子どもの人権尊重の意識づくりを図るため、子どもが一町民としてよりよい生活が実現できるよう、子どもの社会参画の視点を重視しています。

具体的な取組

① 町ぐるみの啓発活動の推進

No.	具体的な取組	担当課
1	「子どもの権利条約」(「児童の権利に関する条約」) や子どもたちを取り巻く人権問題に関して理解を深めるため、人権週間などの機会を通じて、教育を進めます。	教育総務課
2	子どもたちが「子どもの権利条約」の趣旨を理解するとともに、お互いの人権を尊重し合えるように、子どもたちに対する教育を進めます。	教育総務課
3	人権啓発ポスターや人権標語の作成を通じて子どもたちの人権意識の醸成に努めます。	教育総務課 町民税務課
4	「差別をなくす強調月間」や「人権週間」、「児童福祉週間」等の機会を活用し、パネル展示や人権教育活動を実施し、住民への意識啓発に努めます。	教育総務課 町民税務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
人権教育・啓発の推進	こども園・学校における人権教育の充実を図ります。	こども園4回 (2園) 小学校12回 中学校10回	継続	教育総務課

(2) 良好な住環境の整備

子どもが健やかに生まれ育つための基本となる居住空間はとても重要なものであり、それぞれの家庭がそれぞれのライフスタイルに合わせて子育て生活を営んでいくため、優良な住宅や安心できる住宅情報を提供することが求められています。

また、子どもを連れての外出を大変に感じることもあります。施設面での支援や周囲の人々が協力することで、子どもや子育て家庭が外出しやすいまちをつくっていくことが重要であり、子育て家庭が外出を控えてしまうようなことがないよう、まちぐるみでの子育てバリアフリーの意識啓発を図る必要があります。

今後は、第5次吉野町総合計画に合致した道路計画と住環境計画を作成し、子育て世帯の居住の安全の確保など、少子化対策や子ども対策に資する施策を推進していきます。

具体的な取組

① 快適な居住環境の整備

No.	具体的な取組	担当課
1	子育て世代を対象とした定住促進住宅の継続居住を進めます。	町民税務課
2	豊かな自然を次世代に引き継ぐため、ごみの不法投棄防止を進めるとともに、総合的な環境保全対策を進めます。	暮らし環境整備課
3	豊かな自然環境や歴史等について、子どもたちがその大切さ、重要性を理解し、引き継いでいけるように、ふるさと学習を進めるとともに、環境保全に努めるようにします。	教育総務課 暮らし環境整備課

② 安心して外出できる環境の整備

No.	具体的な取組	担当課
1	「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、だれもが利用しやすい公共施設の整備・改善を進めるとともに、民間・公益施設について改善を進めるため、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」について啓発を進めます。	長寿福祉課
2	子育て家庭や子どもが安心して外出できるように、公共施設等についてベビーベッドや乳幼児用のトイレなどの設置を促進します。	教育総務課 総務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅	子育て世代を対象に、一戸建て町営住宅の継続居住を進めます。 15年以上経過した入居者には敷地及び建物の払い下げも可能。建設戸数16戸(うち4戸については賃貸のみ)。	継続	継続	町民税務課

(3) 安全対策の充実

子どもが心身とも健やかに成長していくためには、安全・安心な環境を確保することが基本となります。乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった「不慮の事故」を未然に防ぐには、子どもの発達段階に応じた事故防止のための知識の普及が重要となっています。吉野町では乳幼児健康診査時にパンフレットを配布し、事故防止について周知しています。

車社会の中で、交通弱者である子どもに対しての交通安全対策が重要です。吉野町では子どもの交通安全対策として、「交通安全母の会」による活動が実施されています。毎月1日、15日及び交通安全期間中の立哨活動や、通学路における危険箇所の点検等を行っています。さらに、事故防止対策事業としては、通学路交通安全対策プログラムを軸としてカーブミラー、ガードレール、防犯灯等の新設・更新を順次実施しています。

具体的な取組

① 乳幼児の不慮の事故の防止

No.	具体的な取組	担当課
1	転倒や薬物、たばこなどの誤飲、浴槽での溺死など不慮の事故を防止するため、保健指導や広報等による啓発活動を進めます。	長寿福祉課
2	子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法などの知識の普及に努めます。(再掲)	教育総務課 長寿福祉課

② 交通安全対策の推進

No.	具体的な取組	担当課
1	地域ぐるみで交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発を図るとともに、こども園、学校、集会所等で交通安全教室や自転車教室等の開催を推進します。	教育総務課 総務課
2	子どもを車に乗せる時には、チャイルドシートを利用するように啓発を行います。	総務課
3	子どもに配慮した運転や自転車の走行マナー、不法駐車、商品の歩道へのはみ出しなどについての対策に努めます。	総務課
4	歩道や信号機、横断歩道などの交通安全施設について、関係機関との連携により計画的な整備を進めます。	暮らし環境 整備課
5	各団体との協力により交通安全啓発事業を開催し、交通安全に対する意識の普及啓発を図ります。	総務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
こども園・学校交通安全教室	こども園・学校において交通安全教室や自転車教室等を開催し、交通安全意識の啓発を図ります。	こども園2回 (2園) 小学校1回 中学校1回	継続	教育総務課

(4) 防犯・防災対策の充実

吉野町の犯罪対策としては、主要道路、公共施設周辺、そのほか見通しの悪いところを中心に道路照明の設置を進め、防犯面での整備に取り組んでいます。

また、通学路等における犯罪から子どもたちを守る取組として、地域住民の協力を得て、登下校時等見守り活動を行っています。さらに、下校時には町内放送をしています。

これらの防犯対策や高齢化社会の交通環境への安全対策などに加え、吉野町では豪雨などによる水害や土砂災害の発生、冬季の雪害、地震等が懸念されていることから、防災上の問題に対する対策も求められています。今後も、生活安全・交通安全・災害安全や防犯に関する知識・技能の習得を図るとともに、自ら身を守ることができるような総合的な安全対策を推進します。また、地域のつながりを生かし、吉野町の子どもを継続して見守っていくよう啓発活動を続けていきます。

具体的な取組

① 防犯対策の推進

No.	具体的な取組	担当課
1	こども園、学校、集会所等において、子どもを対象にした防犯指導など、犯罪に対する子どもの防衛能力の育成を図ります。	教育総務課 総務課
2	保護者や子育て関係団体等に対して、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。	教育総務課
3	地域の子どもの安全確保のために、地域住民の協力を得て、登下校時等見守り活動を進めます。	教育総務課 生涯学習課
4	夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保を図るため、地区からの要望に応じ必要な場所に防犯灯などの整備を進めます。	暮らし環境 整備課
5	こども園や小・中学校等の施設周辺の安全点検を進めると共に、不審者対応マニュアルを作成し、防犯に努めます。	教育総務課

② 防災対策の推進

No.	具体的な取組	担当課
1	こども園、学校において、町消防団や消防署と連携した避難訓練や防災教育を進め、年齢に応じた子どもたちの防災・減災知識・技能の習得と共に、自らの命は自ら守る自助意識の醸成や共助の心を育みます。	教育総務課 総務課
2	各地域の自主防災組織等での自主的な防災活動など、子どもから高齢者まで地域の幅広い年代が共に参加、参画する機会づくりを支援し、互いに顔の見える支え合い、つながりのある関係構築を推進します。また、妊産婦、障がい児のいる家庭や障がいのある保護者の家庭など、支援を必要とする人の情報把握に努め、災害時の救助・避難誘導體制の確立を地域住民と共に目指します。	総務課 長寿福祉課
3	災害等の情報伝達では、SNSやスマートフォンアプリ等を活用し、子育て世代が必要な情報提供などを可能とするなど、多様な立場の人々が必要とする情報を伝えるための、あらたな情報伝達手段の構築を進めます。	総務課 長寿福祉課 教育総務課
4	災害時に備えた備蓄品等の整備を進めるにあたって、自助・共助・公助の考え方を基本とし、町として、妊産婦や乳幼児等にも配慮した「公的備蓄」を計画的に進めると共に、日頃から「家庭内備蓄」の啓発や企業等との協定による「流通在庫備蓄」などの取組を通して、災害時に必要な食料等の確保に努めます。	総務課

関連施策

施策名	事業内容	令和5年度実績	令和7~11年度方向性	担当課
学校安全対策	外部不審者等の対策として防犯カメラを設置し安全強化に取り組めます。	実施	継続	教育総務課
こども園安全対策	外部不審者等の対策として防犯カメラを設置し安全強化に取り組めます。		実施	教育総務課
こども園・学校避難訓練・防災教室	こども園、学校において避難訓練や防災教育を進めます。	こども園18回 (2園) 小学校・中学校合同 2回	継続	教育総務課

第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定

吉野町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域について町全域を1区域として設定します。

2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

- ・子ども・子育て支援給付
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

(1) 1号認定〈3～5歳〉

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	8	5	5	5	5	5
②確保の内容	認定こども園 (教育・保育施設)	30	30	30	30	30
	地域支援型保育	0	0	0	0	0
差(②-①)	22	25	25	25	25	25

【確保の方策】

引き続き、よしのこども園でニーズ量を受け入れます。

(2) 2号認定<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		45	50	50	45	40	40
②確保の内容	認定こども園 (教育・保育施設)	60	60	60	60	60	60
	地域支援型保育	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		15	10	10	15	20	20

【確保の方策】

引き続き、よしのこども園でニーズ量を受け入れます。

(3) 3号認定<0~2歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【量の見込みと確保の内容】

①0歳

単位：利用者数(人)

		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		5	5	5	5	5	5
②確保の内容	認定こども園 (教育・保育施設)	7	7	7	7	7	7
	地域支援型保育	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		2	2	2	2	2	2

②1歳

単位：利用者数(人)

		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		5	10	10	10	10	10
②確保の内容	認定こども園 (教育・保育施設)	10	10	10	10	10	10
	地域支援型保育	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		5	0	0	0	0	0

③2歳

単位：利用者数(人)

		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		12	10	10	10	10	10
②確保の内容	認定こども園 (教育・保育施設)	13	13	13	13	13	13
	地域支援型保育	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		1	3	3	3	3	3

【確保の方策】

引き続き、よしのこども園でニーズ量を受け入れます。

地域型保育について、吉野町では現在対象となる施設はありません。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援に係る情報提供を妊娠期から乳幼児期にわたって行うほか、個別相談に応じた情報提供を行います。

【量の見込みと確保の内容】

単位：窓口設置数(か所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

町の担当窓口(長寿福祉課)において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援を行っており、長寿福祉課内でこども家庭センターを開設しています。保健師が妊娠届け出時に面談するほか、こんにちは赤ちゃん事業等面談の機会や関係機関との連携により妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

上段：のべ利用者数(人)、下段：施設数(か所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		280	280	280	280	280
		1	1	1	1	1
②確保の内容	300	280	280	280	280	280
	1	1	1	1	1	1
差(②-①)		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後とも、よしのこども園において「にこにこランド」「にこにこルーム」を開催し、内容の充実を考えるとともに、子育てについての相談、情報提供等に努めます。

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：のべ利用者数(人)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		163	163	163	163	163
②確保の内容	150	163	163	163	163	163
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も引き続き、県内の病院・医院・診療所等や助産所に委託し、受診券での受診及びそれを超える費用も償還し、実質無料で受診できる体制を継続します。

また、県外での里帰り等にも対応できるよう、同等の支援体制を継続します。

(4) こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)

【事業内容】

生後4カ月までの赤ちゃんのいる家庭を保健師や主任児童委員・民生委員・児童委員が訪問します。様々な不安や悩みを聞き、親子の心身状況や育児環境に応じた情報提供を行います。

また、支援が必要な家庭には、適切なサービス提供につなげます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：実施人数(人)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		15	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15	15	15
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

引き続き、個別の状況や相談に応じた助言や情報提供を行い、子どもが健やかに育つ環境を支援していきます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		7	7	7	7	7
②確保の内容	4	7	7	7	7	7
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も支援が必要な家庭に対して早期に把握し、ニーズに応じて事業を実施していきます。

(6) 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：登録者数（人）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		70	70	70	69	66
②確保の内容	66	70	70	70	70	70
差(②-①)		0	0	0	1	4

【確保の方策】

令和4年4月より、小中一貫教育校吉野さくら学園に併設して、吉野さくら学童クラブを開設し、留守家庭児童の対応をおこなっています。小学1年生～6年生まで全学年を対象として受け入れています。

町全体の児童数は減少傾向にあるものの、学童保育所の利用希望者が増加していることから、今後も利用希望者をすべて受け入れていく環境を整備していきます。

(7) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するために実施します。こども園在園児を対象にしたものと未就園児対象のものがあります。

こども園在園児を対象とした一時預かりは、1号認定の幼児が対象です。

未就園児を対象とした一時預かりについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができます。

(ア) こども園における在園児を対象とした一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

単位：のべ利用者数（人）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		175	175	175	175	175
②確保の内容	150	175	175	175	175	175
差(②-①)		0	0	0	0	0

(イ) こども園における在園児を対象とした一時預かり以外

【量の見込みと確保の内容】

単位：のべ利用者数（人）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		30	30	30	30	30
②確保の内容	50	120	120	120	120	120
差(②-①)		90	90	90	90	90

【確保の方策】

こども園在園児を対象とした一時預かりと未就園児対象の一時預かりは、よしのこども園において実施しています。今後とも受入体制を確保していきます。

(8) 延長（時間外）保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化や日々の保育を必要とする時間の変化に対応するため、2号・3号認定の入園児が、利用認定を受けた時間を超えて保育が必要となる場合に、保育を延長実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：のべ利用者数（人）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		120	120	120	120	120
②確保の内容	130	150	150	150	150	150
差(②-①)		30	30	30	30	30

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分となりました。その内、短時間認定（8時間）を超えた保育について、延長（時間外）保育として預かりを実施しています。

今後とも、よしのこども園において、必要に応じて延長（時間外）保育が的確に提供できる体制を確保していきます。

(9) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により乳幼児・児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：のべ利用者数（人）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10	10	10	10	10
②確保の内容	10	24	24	24	24	24
差(②-①)		14	14	14	14	14

【確保の方策】

平成30年度4月より大淀町きたの学園内 病後児保育『にし』において委託実施しています。令和7年度より大淀町子育て支援拠点施設内 病後児保育『にし』において委託実施していきます。今後も保護者のニーズに対応するため、的確に提供できる体制を確保していきます。

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2	2
差（②－①）		0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在町内では、受入可能施設がないため、利用希望があった場合は、児童養護施設に委託し受入を行っています。今後もこれまでと同様に児童養護施設に委託する体制を維持し対応していきます。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

育児の援助をして欲しい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在町内では、未実施の事業であり、今後ニーズが出てきた場合には、広域的な整備を検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案し、認定こども園・保育所等、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品・文房具等の購入に必要な費用や行事への参加に必要な費用等について、その一部を補助し保護者の負担軽減を図る事業です。

【確保の内容】

単位：利用有無

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	有	有	有	有	有	有

【確保の方策】

平成29年度より実施しており、今後も必要に応じて、助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

主に待機児童を解消するために施設の設置を推進する事業で、現段階では実施の必要がないと考えます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

【事業内容】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【確保の方策】

児童福祉法の改正に基づき実施される新規事業であり、今後ニーズが出てきた場合には、広域的な整備を検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うなど状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保の方策】

児童福祉法の改正に基づき実施される新規事業であり、今後ニーズが出てきた場合には、広域的な整備を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【確保の方策】

児童福祉法の改正に基づき実施される新規事業であり、今後ニーズが出てきた場合には、広域的な整備を検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規）

【事業内容】

助産師や保健師等が妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【確保の方策】

利用者支援事業において、妊娠期から子育て期にわたるまで、ニーズに応じて支援を実施しているため、本事業の実施の必要がないと考えます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

【事業内容】

満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、心身の状況や養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用人数での利用時間（人日）

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			—	3	3	3	3
②確保の内容	0歳児		—	1	1	1	1
	1歳児		—	1	1	1	1
	2歳児		—	1	1	1	1
差（②－①）			—	0	0	0	0

【確保の方策】

令和7年度については、よしのこども園で実施する未就園児対象の一時預かり事業において受け入れます。令和8年度より、ニーズに応じて受入体制を確保し事業を実施していきます。

(19) 産後ケア事業（新規）

【事業内容】

出生1年未満の児と父母を対象に、出産後の母親の体の回復と心理的な安定を図り、母子やその家族が健やかに育児を行えるよう、助産師が授乳や沐浴などを支援します。

宿泊を伴うショートステイ、デイサービス、自宅を訪問するアウトリーチによる支援を行います。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用人数での利用時間（人日）

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3	3	3	3	3
① 確保の内容	9	9	9	9	9	9
差（②－①）		6	6	6	6	6

【確保の方策】

ショートステイやデイサービスは助産所等に、アウトリーチは助産師に事業を委託し、支援を提供します。

支援が必要な家庭に対して早期に把握し、ニーズに応じて事業を実施していきます。

4. 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから、普及促進が必要です。吉野町においては平成 27 年度より、町内の保育所、幼稚園が認定こども園に移行し、幼児期の教育・保育の一体的な提供を行っています。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

(3) 就学前教育と義務教育の円滑な連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者相互の密接な連携が必要です。そのため、職員の研修や交流の場の確保に努めていきます。

また、こども園の園児が、スムーズに小学校生活に入れるようこども園の園児と小学生の交流の場を提供し、引き続き実施してまいります。さらに、こども園・小学校の教職員が連絡会議や連携会議において情報交換し、教育・保育の充実や改善を図ります。

また、ふるさと学習、木育等0歳からの一貫した教育・保育、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの実践、園児と児童の交流の推進など幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図り義務教育9年間の連続性のある指導につなげるよう努めます。

第6章 計画の推進

1. 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、町役場関係の組織でみると事務局である教育委員会事務局や長寿福祉課だけでなく、全庁的な関わりが必要となっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や町民の方々との協力

本計画の推進のためには、町役場だけでなく県行政組織や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び町民の方々の協力が不可欠です。そのため、町民のみなさんに対して町のホームページ、広報誌、パンフレット、メール配信等を活用し、積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、町民の方々との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

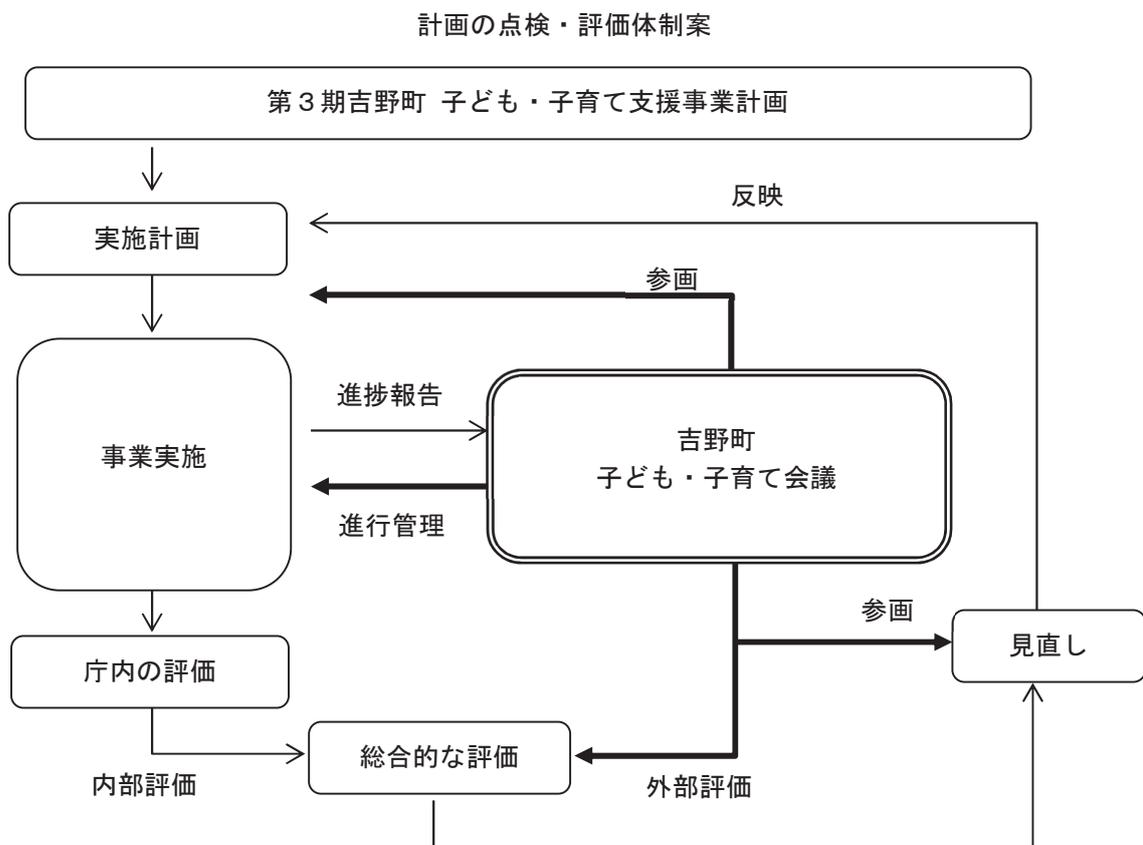
地方公共団体の責務として、町民のみなさんのニーズを的確に把握しながら、利用者本位により良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民のみなさんとともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「吉野町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

子どもと子育てをする保護者を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

本事業計画は、時流に対応した現実的な事業計画としていくため、各施策・事業の進捗状況を把握し、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直し、推進していきます。



資料編

○吉野町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、吉野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて町長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関係する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による町民
- (6) その他、町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各1人置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年吉野町条例第3号）の規定を適用する。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○吉野町子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合、その他正当な理由があると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第3条 会議における会議録は次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び開催場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の経過及び概要
- (4) その他必要な事項

2 会議録は原則公開とし、会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合は、会議録の全部または一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、吉野町教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成25年11月27日から施行する。

○吉野町子ども・子育て会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野町子ども・子育て会議運営要綱第2条第2項の規定に基づき、吉野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、10名とする。ただし、会長は会場の規模に応じて、定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会場入り口の受付において、会議傍聴受付簿（別紙様式）に必要事項を記入するものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは先着順により決定する。

(傍聴出来ない者)

第4条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められるもの
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、のぼりの類を携帯している者
- (4) ハチマキ、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している、または携帯している者
- (5) 笛、太鼓、ラッパその他の楽器の類を携帯しているもの
- (6) 異様な服装をしている者。
- (7) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者。（会長の許可を得た者を除く。）
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者。

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないものとする。ただし、会長の許可を得られた場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と許可を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
- (3) ハチマキ、腕章、たすきの類を着用する等威嚇的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと
- (5) みだりに席をはなれ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真、映画等を撮影し、または録音等をしないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は会議の事務局員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月27日から施行する。

○吉野町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略 かな順)

氏名	所属・役職名等	備考
石井 峰照	吉野町連合 PTA 代表	副会長
大矢 貴司	よしのこども園保護者代表	
北岡 信夫	吉野町区長連合会会長	
杉村 智子	帝塚山大学 教育学部 こども教育学科 教授	会 長
中前 照美	よしのこども園長	
西澤 巧平	吉野町議会議員	
林 豊子	子育てサポーター代表	
東平 利次	吉野町主任児童委員代表	
松谷 圭子	公募委員	
山田 真路	吉野小中学校長	

○吉野町子ども・子育て会議事務局名簿

教育長	土 居 正 明
教育次長	丸 上 晶
教育総務課 課長	辻 中 哲 也
長寿福祉課 課長	吉 村 直 樹
長寿福祉課 主任	渡 邊 美和子
教育総務課 主任	森 本 展 代
教育総務課 主査	岩 田 容 子

○第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

開催回	開催日	会場	主な協議事項
<p>アンケート調査実施 令和6年3月7日 ～3月22日</p>			<p>回収結果 就学前児童調査：65件(回収率80.2%) 小学生調査：72件(回収率71.3%)</p>
<p>第1回 (第19回) 子ども・子育て会議</p>	<p>令和6年 9月26日</p>	<p>吉野町中央公民館 2階 第3研修室</p>	<p>1) 第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画について 2) スケジュール及び審議内容の確認等について 3) ニーズ調査の結果について 4) 意見交流 5) その他</p>
<p>第2回 (第20回) 子ども・子育て会議</p>	<p>令和6年 12月4日</p>	<p>吉野町中央公民館 2階 第3研修室</p>	<p>1) 第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画(素案)について 2) パブリックコメントについて 3) 意見交流 4) その他</p>
<p>パブリックコメント実施 令和7年1月10日～1月24日</p>			
<p>第3回 (第21回) 子ども・子育て会議</p>	<p>令和7年 3月6日</p>	<p>吉野町中央公民館 2階 第3研修室</p>	<p>1) パブリックコメントの結果について 2) 第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画(案)について 3) 答申</p>

第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画

発行：令和7年3月

編集：吉野町教育委員会事務局 教育総務課

〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市133番地

(TEL) 0746-32-0190

(FAX) 0746-32-8875

(URL) <https://www.town.yoshino.nara.jp/>

